

【論文】

明初里甲制体制の歴史的特質 —— 宋元史研究の視角から ——

伊藤 正彦

Historical Characteristics of *Lijia* System in the Early *Ming* Dynasty : From the Viewpoints of the Studies of the *Song* and *Yuan* Dynasties

Masahiko Itoh

中文提要

本文从宋元史研究的视角考察了明初里甲制体制的历史性格，得出了以下的结论。明初的里甲制制度消除了从北宋后期至元代一直困扰地方行政的职役负担过重的矛盾，在两税法后，第一次把职役负担摊派到拥有土地的每户，具有划时代的历史意义。里甲制体制的这种变化，是由于这一时期本身就是土地所有者的小农有所发展的结果（类似于十四世纪末至十六、十七世纪日本的小农自立），是在元末江南的役法改革中出现的共同服役，缩短服役时间等一系列减轻职役负担措施的基础上演变发展而来的。

キーワード 職役の「正役」化、催税負担の比較、元末江南の役法改革、職役負担の軽減化、徽州府休寧県里仁東郷二七都五図、「小農自立」

せうめい

戦後日本の中国前近代史研究において有力であった学説は、いわゆる「唐宋変革」から「明末清初」に至る時期の

中国社会の歴史的展開過程に関する限り、総合的な把握が困難であるか、不明確な把握にとどまっていたといわざるを得ない。たとえば、ウクラードを注視した宋代以降封建制成立論の場合、宋代の浙西デルタで発達した大規模な地主制と明末以降の地主制の発達との連関性は等閑に付され、国家の人民支配体制に視野を拡げた明末清初封建制成立論の場合、宋—明末期は「個別的人身支配」に代わる「戸等制支配」の時代として一括された⁽²⁾。これらの理解を方法論から批判的に検討し、新たな「唐宋変革」論を提示した中国史研究会の理解にあっても、宋代から明末に至る時期は「両税法時代」ととらえられるにとどまっている⁽³⁾。

近年では、欧米の中国史学界において唐宋以降の歴史的展開過程への関心が高まり、「宋元明移行期」論をテーマとした学術会議も開催されている⁽⁴⁾。しかし、その議論においても宋代から明末に至る時期がいかなる社会からいかなる社会への移行期であったのかは不明瞭なままであり、国家主導の「上からの秩序化」(= state activism)と地方エリート主導の「下からの秩序化」(= elite activism)との循環論に陥っている嫌いがある。

「唐宋変革」から「明末清初」に至る時期の歴史的展開過程は、いまだに中国前近代史研究が追究すべき重要な課題でありつづけている。その大きな要因の一つは、かつて存在した宋元史研究と明清史研究との断絶的状况に規定され、明初里甲体制制の理解の大枠が新たな王朝国家による統一的人民編成というものにとどまり、その宋・元代以来の歴史的性格が明確にされていないことにある⁽⁵⁾。

小論は、こうした現状を打開するために、明初里甲体制制の歴史的な性格理解について一石を投ずることを目標とする。門外漢にもかかわらず明清史に論及することになるが、明清史研究の専門家からの忌憚のない御批判をいただければ幸いである。

一 明初里甲体制の画期性——職役の「正役」化——

周知のように、北宋後半から元代にかけては、清代と並んで官吏の実務指南・勸戒の書——官箴書が数多く編纂された時期であった。しかも、北宋後半—元代の官箴書は主に州・県行政を対象としており、前代のものに比べ極めて実務的な内容であった。北宋後半—元代にこうした官箴書が求められたことは、当該時期の地方行政が大きな課題を抱えていたことの証である。佐竹靖彦氏は、北宋後半以降の代表的な官箴書である李元弼撰『作邑自箴』について、地方行政制度も大きく変質した「唐宋変革」以降の「新しい社会の状況の展開とそこから生まれてくるさまざまな問題の展開に対して、正面から取り組んだ当時の士大夫たちの努力の軌跡を示す歴史的史料」と評価している⁶。では、北宋後半—元代の地方行政の課題とは具体的に何か。明初里甲体制の歴史的性格を探る糸口として、北宋後半から元代にかけての著名な官箴書の一つである闕名氏撰『州県提綱』によって当時の地方行政の具体的な課題を確認しよう。

数ある北宋後半—元代の官箴書のなかから『州県提綱』を選択する理由は、次の通り。当時の官箴書で最も詳細かつ実務的な内容を見えるのは、いうまでもなく李元弼撰『作邑自箴』である。それは地方官の執務実態を窺うには最良の史料であるが、地方行政の課題を確認する目的には『州県提綱』や胡太初撰『昼簾緒論』の方が適している。両書のうち、『昼簾緒論』は、「尽己篇第一」以下一五の篇目に分けて地方長官の心得・主要業務の注意事項を論述しており、体系性・論理性において『州県提綱』よりも優っている。しかし、古林森廣氏が指摘した通り、『昼簾緒論』は胡太初が任官以前に執筆したものであり、自らの執務経験に裏付けられた論述ではない⁷。同じく古林氏によれば、胡太初は「既存の官箴書の類を参照し、それに依拠して纏めたものである⁸。現に『緒論』の記述内容から見ても、南宋中期の闕名撰『州県提綱』……を特に下敷きにして書かれていることが判る」という。これが『昼簾緒論』ではなく、『州県提綱』を素材とする理由である。

さて、南宋の紹興年間末期に執筆されたと考えられる闕名氏撰『州県提綱』四卷⁹は、卷一が二八項目、卷二が四七項目、卷三が二四項目、卷四が一七項目の全一一六項目の論述から成る。同時期の他の官箴書と同様に、いかにして胥吏や地域の豪民（豪強の人・姦豪）たちの意向に左右されることなく円滑に地方行政を遂行するかが全体を貫くテーマであり、卷一ではそのための自己修養や施政理念が説かれ、卷二―四では具体的な職務に即して注意点が論じられている¹⁰。重要なのは、卷二―四でどのような業務が取り上げられていたかである。註（11）にあげた全項目の標題の一覧を参照されたい。卷二では、四七項目のうち、財政業務を論じた八項目、救荒・福祉業務を論じた三項目以外は、ほとんどが裁判業務、とくに地方長官の判決を左右する要素への注意が周到に論じられており、卷三では、二四項目すべてで審理・科罰・収監など裁判業務のテクニカルな注意が論じられている。卷四は、一七項目すべてを財政業務に費やしている。つまり、『州県提綱』の実務的指南の大部分は、裁判業務と財政業務に関するものである。これは、二つの業務が地方長官の歴史普遍的な業務であったこと¹⁰からすれば当然の現象と映るかもしれない。しかし、注視すべきは、主要業務の具体的にどのような点が問題にされていたかである。

裁判業務に関しては、いわゆる健訟の徒（能く訴うる者・専ら健訟を事とする者）の教唆を受けた善良な人民が些細な案件を提訴して破産の憂き目に逢ってしまう事態、健訟の徒の虚偽の訴えの処理に官府も苦慮せざるを得ない事態が問題にされている。財政業務については、徴税業務以上に徭役——とくに職役（保正・大保長）賦課の局面に論及しており、過重な負担、胥吏の不正行為によって就役人戸が破産に陥る事態、それゆえ人民が就役を忌避して訴訟（糾決・糾論）を惹き起こす事態が重視されている。それぞれ『州県提綱』の典型的な記述を確認しておこう。

【健訟の徒に関する論及の例】

。小民田野に生長し、朝夕鋤鋤に従事し、目字を識らず。安ぞ能く法を知らんや。……能く訟うる者に謀るに至れば、率ね其の獲ること有るを利とし、惟だ争わざるを恐れ、往往にして多く其の辞を甘くして以て之を誘う。故に彼肌膚を傷つけ家産を破るに終わるも悔いるを知らず。

（卷二（3）「示無理者以法」）

。其れ農業に務めず、専ら健訟を事とする者有り、其の善懦を欺き、往きて其の短を捜求し、誣告して賂を挟む。県令明ならざれば、則ち吏之を獄に置き、枝蔓追究し、必ず其の家を破る。県令苟くも明にして、追証既に備わり、罪帰する所有れば、則ち誣告する者罪を懼れ、理断を待たずして、妄りに詞を飾り、今日は郡に走り、明日は監司に走り、其の転送を脱れ、或いは案を索むれば、又た因循逡遯し、以て幸いに脱る。

(卷二(13)「告訃必懲」)

【職役賦課の矛盾に関する論及の例】

。争役の訟え、多く県家の非泛の科需より起こる。期限厳迫し、時ならず鞭撻し、兼て吏輩毎に過取すれば、役未だ満たずして家破れり。故に力争して以て倖免を冀う。

(卷二(39)「禁擾役人」)

。県令明ならざれば、則ち吏役を差するに因り、並縁して奸を為す。如し甲を差して賂を得れば、輒ち改めて乙を差し、乙を差して賂を得れば、輒ち改めて丙を差す。本より一戸を差するも、害数家に及び、争競して擾擾たり。久しくするも定まる莫し。

(卷二(42)「禁差役之擾」)

健訟の徒の暗躍・虚偽の訴えの蔓延が当時の深刻な社会問題であったことは、先学によって詳細に明らかにされているが、職役賦課の矛盾もそれと並ぶ課題であった⁽¹⁴⁾。しかも重要なのは、これらが当時を代表する官箴書の主要なテーマとされていたことであり、それは健訟・妄告の風潮、職役賦課の矛盾への対処が当時の地方行政の普遍的な課題であったことを意味する⁽¹⁵⁾。この二つの課題は、元末の段階でも地方政治改革の実務的課題とされたことが示すように、幾多の改革が重ねられながらも、元末に至るまで一貫して地方行政の重要課題でありつづけていた。

かくて明初の里甲体制(江南の場合は糧長・里甲体制)に目を転ずれば、それは北宋後半以来の地方行政の課題の解決を図る意義を有していたことがわかる。先に指摘したように、洪武二七(二三九四)年四月施行の郷村裁判を主要任務とするいわゆる里老人制は、煩雑と化していた軽微な事案の裁判業務を国家が回避するために創出した職役制度であり、糧長・里甲体制下での賦役黄冊の作成と徭役賦課は、南宋・元代の義役の機能を継承して職役賦課の矛

盾の根源を解消するものであった。¹⁸⁾

これらのほかにも、明初里甲制体制には中国史上の大きな画期性が認められる。それは、筆者も含め従来の研究が歴史的评价を等閑にしてきた周知の事実であり、洪武一四年（二三八）正月の里甲制施行の記事からも窺うことができる。

是の月、天下の郡県に命じて、賦役黄冊を編ましむ。其の法、一百一十戸を以て里と為す。一里の中、丁糧多き者十人を推して之が長と為し、余の百戸もて十甲と為す。甲は凡そ十人なり。歳ごとに里長一人・甲首十人を役し、一里の事を管撰せしむ。城中は坊と曰い、近城は廂と曰い、郷都是里と曰う。凡そ十年にして一周し、先後は則ち各おの丁糧の多寡を以て次と為す。里毎に編みて一冊を為り、冊の首は総べて一図を為る。其の里中の鰥寡孤独にして役に任えざる者は、則ち百一十戸の外に帶管して、図の後に列ぬ。名づけて畸零と曰う。冊成れば四本を為り、一つは以て戸部に進め、其の三つは則ち布政司・府・県、各おの其の一つを留む。

〔明太祖實録〕卷二三五、洪武一四年正月条

一里＝一〇戸（＋αの畸零戸）の戸数原則で編成される里甲制の下では、一年交替の輪番で一里長戸と一〇甲首戸の計一戸が共同就役し、一〇年で一周する原則であった。¹⁹⁾ 重要なのは、里長・甲首の役が「里甲正役」とも呼ばれたことが示すように、年老・残疾・幼小・寡婦・外郡寄荘人戸・無所有人戸などの就役に耐えられない畸零戸を除き、里長・甲首の役が土地所有＝税糧負担人戸の普遍的義務（官僚身分保持者も優免されない）とされたことである。職役負担を土地所有人戸の普遍的義務とすることは、宋・元代には見られなかった現象である。北宋後半以降に普及した保正・大保長の場合、土地所有＝両税負担人戸（主戸）のうち、一等戸―三等戸で成丁二名以上の人戸が税産額順に二年任期の輪番で就役する原則であった。²⁰⁾ 南宋後半以降、戸等制に基づく職役賦課は弛緩するものの、中等戸相当以上の税産所有人戸が就役する点是不変であり、それは漢地の役法を継承した元代江南の里正・主首の役についても同様であった。²¹⁾ 宋代に職役を負担した中等戸以上の人戸の比率は、多い場合であっても全人戸の二〇％程度を占めたにす

ぎない。⁽²³⁾ 島居一康氏は、両税法下の税役收取原則を「土地所有にもとづく租税と徭役との統一的編成」と把握しているが、宋・元代は土地所有人戸が租税と徭役の双方を負担することが一定の階層以上の人戸のみで実現するにとどまっていた段階であり、土地所有人戸全般が租税と徭役ともに負担することは明初の里甲制体制に至って実現した。すなわち、明初里甲制体制は、両税法施行後をはじめて土地所有人戸全般が租税と徭役を負担する原則を実現した体制であり、中国史を通じていえば、すべての農民成年男子を「正」として中央・地方の兵役・力役にあたらせた秦・漢期、⁽²⁵⁾そして隋・唐代の租調庸制における「歳役＝正役」⁽²⁶⁾につづく、三度目の「正役」体制という画期性をもった存在であった。

こうした里甲制の画期性を可能とした要因の第一は、里甲正役の就役に耐えうるだけの小経営農民の成長、ならびに里甲編成に適合する階層構成の形成であり、第二は、鄉村制の戸数原則の縮小と一里長戸・一〇甲首戸＝計一一戸の共同就役によって就役人戸の負担を軽減したことであろう。里甲制を税役徴収機構とする通説的理解を批判的に検討した岩井茂樹氏は、里長・甲首の主要な職責とされた「催辦錢糧」・「勾撰公事」の後者について、「勾撰公事」とは里長・甲首が担う公務一般ではなく、里内に事件や訴訟案件が生じた場合に犯人や関係者を拘引するという極めて限定された業務であったことを考証し、里甲正役は軽微な負担であったことを指摘している。⁽²⁷⁾では、里甲正役は前代の職役と比べて具体的にどの程度負担を軽減したものであったのだろうか。いくつかの仮定をくわえざるを得ないが、定量的な比較が可能な「催辦錢糧」——催税業務の面について検討してみよう。

明代里甲制下の催税原則——一里の税糧負担人戸は一一〇戸であり、任期一年の間に催税機会が夏税・秋糧の二回あり、一里長戸・一〇甲首戸の一一戸で催税することをもとに、里長・甲首の就役人戸一戸の催税負担を単純に算出すれば、就役人戸は一年間で二〇戸分の催税を負担したことになる（一一〇戸×年二回÷里長・甲首一一戸＝二〇戸分）。もちろん、催税は里長の差配のもとに行なわれたから、実際には就役人戸が機械的に二〇戸分の催税を分担したわけではない。二〇戸分というのは、あくまで催税負担を定量的に比較するための目安である。

一方、宋代の都保制下の就役と催税原則（紹聖二二〇九五）年二月の「紹聖常平免役勅令」以降）は、一都 \parallel 二五〇戸から税産額順に選出した一〇名のうち、二名が保正・副に就役し、残りの八名が大保長に就き、大保長は年二回の催税機会ごとに二名が都内の催税を担い、二年間で一周して任期を終える（二年間で計四回の催税機会を二名ずつ担当するため、大保長の任期は二年であっても、実際に催税を担うのは一回である）というものであった。²⁸ この原則に都内の両税負担人戸が二五〇戸であったと仮定して大保長の就役人戸一戸の催税負担を算出すれば、一二五戸分の催税を負担したことになる（二五〇戸 \times 年一回 \div 大保長二戸 \parallel 一二五戸分）。

これによれば、明代の里長・甲首の催税負担は宋代の大保長の催税負担の一六%（二〇戸分 \div 一二五戸分）にも軽減されていたことがわかる。だが、この値は、宋代の都保制が一都 \parallel 二五〇戸の原則で編成された場合を想定したものにすぎない。つとに周藤吉之氏が南宋・淳熙年間の四川の瀘川・江安・合江三県を事例に明らかにしたように、南宋期の現実の都の戸数は一都 \parallel 二五〇戸の原則から大きく乖離しており、一〇〇〇戸を越える場合も少なくなかった。²⁹ 仮に一都の戸数が一〇〇〇戸の場合を想定すれば、大保長の就役人戸一戸の催税負担は五〇〇戸となり（一〇〇〇戸 \times 年一回 \div 大保長二戸 \parallel 五〇〇戸分）、里長・甲首の催税負担は大保長の負担の四%（二〇戸分 \div 五〇〇戸分）にまで軽減されたことになる。

戸数と郷・都（保）数を伝える宋・元代の地方志を残す地域——南宋期は慶元府下の諸県と平江府崑山県、元代は嘉興路下の諸府・県と鎮江路下の諸県について、実際の数値をもとに南宋期の大保長と元代の主首の催税負担を算出した結果は表1・表2の通りである。算出にあたっては、県全体の郷村戸の数（宋代の場合は主戸数）を都（保）数で除して一都（保）の平均戸数を求め、その数値を右に同じく就役・催税原則に則って計算した。³⁰ 元代江南の主首については、次章で確認するように、任期が一年と半年の時期、また複数の人戸で就役する時期があったため、一戸が一年任期で就役した場合、一戸が半年任期で就役した場合、二戸が半年任期で就役した場合の三つのパターンを算出した。さて、南宋期では、慶元府象山県で最も大保長の催税負担が軽く、それは先に見た原則に近い一三七・一九戸分

表1 南宋期の催税負担例

慶元府下の諸県

鄞 県

郷・都 数	戸 数	1 都の平均戸数	1 大保長の催税負担
11郷55都	36,296戸	659.93戸	329.96戸分

郷・都数は『延祐四明志』巻8城邑攷「郷都」、戸数は『宝慶四明志』巻13鄞県志「戸口」が記す郷戸数に基づく。

奉化県

郷・都 数	主 戸 数	1 都の平均主戸数	1 大保長の催税負担
8郷52都	26,997.3戸	519.18戸	259.59戸分

郷・都数は『延祐四明志』巻8城邑攷「郷都」の記載に基づく。主戸数は『宝慶四明志』巻15奉化県志「戸口」の記載に基づき、郷村戸の比率を90%と仮定して（主戸29,997×0.9）算出。

定海県

郷・都 数	主 戸 数	1 都の平均主戸数	1 大保長の催税負担
6郷21都	15,723.9戸	748.76戸	374.38戸分

郷・都数は『延祐四明志』巻8城邑攷「郷都」の記載に基づく。主戸数は『宝慶四明志』巻19定海県志「戸口」の記載に基づき、郷村戸の比率を90%と仮定して（主戸17,471×0.9）算出。

昌国県

郷・都 数	主 戸 数	1 都の平均主戸数	1 大保長の催税負担
4郷21都	6,898.5戸	328.5戸	164.25戸分

郷・都数は『宝慶四明志』巻20昌国県志「郷村」の記載に基づく。主戸数は同書・同巻の「戸口」の記載に基づき、郷村戸の比率を90%と仮定して（主戸7,665戸×0.9）算出。

象山県

郷・保 数	主 戸 数	1 保の平均主戸数	1 大保長の催税負担
3郷32保	8,780.4戸	274.39戸	137.19戸分

郷・保数は『宝慶四明志』巻21象山県志「郷村」の記載に基づく。主戸数は同書・同巻の「戸口」の記載に基づき、郷村戸の比率を90%と仮定して（主戸9,756戸×0.9）算出。

平江府崑山県

郷・保 数	主 戸 数	1 保の平均主戸数	1 大保長の催税負担
9郷30保	31,850.1戸	1,061.67戸	530.84戸分

郷・保数は『淳祐玉峰志』巻上「郷鎮」の記載に基づく。主戸数は同書・同巻の「戸口」の慶元年間の数値に基づき、郷村戸の比率を90%と仮定して（主戸35,389×0.9）算出。

表2 元代江南の催税負担例

嘉興路下の諸府・県（郷・都数は『至元嘉禾志』巻3「郷里」、戸数は同書巻6「戸口」の記載に基づく）

嘉興県

郷・都数	戸数	1都の平均戸数	1主首の催税負担
22郷40都	96,593.6戸	2,414.84戸	4,829.68戸分（1戸1年任期の場合） 2,414.84戸分（1戸半年任期の場合） 1,207.42戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、附郭県のため郷村戸の比率を80%と仮定して（120,742×0.8）算出。

海塩県

郷・都数	戸数	1都の平均戸数	1主首の催税負担
10郷23都	37,984.5戸	1,651.5戸	3,303.00戸分（1戸1年任期の場合） 1,651.50戸分（1戸半年任期の場合） 825.75戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、郷村戸の比率を90%と仮定して（42,205戸×0.9）算出。

崇徳県

郷・都数	戸数	1都の平均戸数	1主首の催税負担
12郷31都	49,860戸	1608.39戸	3,216.77戸分（1戸1年任期の場合） 1,608.39戸分（1戸半年任期の場合） 804.19戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、郷村戸の比率を90%と仮定して（55,400戸×0.9）算出。

松江府

郷・保数	戸数	1保の平均戸数	1主首の催税負担
13郷52保	187,576戸	3,607.23戸	7,214.46戸分（1戸1年任期の場合） 3,607.23戸分（1戸半年任期の場合） 1,803.62戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、府のため郷村戸の比率を80%と仮定して（234,470×0.8）算出。

鎮江路下の諸県（郷・都数は『至順鎮江志』巻2地理「郷都」に基づき、戸数は同書巻3戸口が記す土著・僑寓・単貧・僧・道を合計した数値に基づく）

丹徒県

郷・都数	戸数	1都の平均戸数	1主首の催税負担
8郷19都	23,690.4戸	1,246.86戸	2,493.73戸分（1戸1年任期の場合） 1,246.86戸分（1戸半年任期の場合） 623.43戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、附郭県のため郷村戸の比率を80%と仮定して（29,613戸×0.8）算出。

丹陽県

郷・都数	戸数	1都の平均戸数	1主首の催税負担
10郷22都	27,318.6戸	1,241.75戸	2,483.51戸分（1戸1年任期の場合） 1,241.75戸分（1戸半年任期の場合） 620.88戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、郷村戸の比率を90%と仮定して（30,354戸×0.9）算出。

金壇県

郷・都数	戸数	1都の平均戸数	1主首の催税負担
9郷38都	30,213戸	795.08戸	1,590.16戸分（1戸1年任期の場合） 795.08戸分（1戸半年任期の場合） 397.54戸分（2戸半年任期の場合）

戸数は、郷村戸の比率を90%と仮定して（33,570戸×0.9）算出。

あったが、その他は原則を大きく越えており、最も負担が重い平江府崑山県の場合は五三〇・八四戸分であった。元代では、主首に二戸が半年任期で就役したパターンでも、最も負担が軽い鎮江路金壇県で三九七・五四戸分、最も負担が重い嘉興路松江府では一八〇三・六二戸分の催税負担を担っていた。一戸が半年任期で就役した場合、一戸が一年任期で就役した場合には、その二倍、四倍にのぼる催税負担を担ったことになる。

元代江南の就役人戸の苦境を伝える史料の記述を見よう。

。旧宋各都保長を設立し、帰附したる後、但だ郷司に藉りて官務を応酬す。厥の後里正・主首を選差し（里正は錢糧を催弁し、主首は雑事に供応す）、科役繁重にして、家を破り産を蕩ること往往にして之有り。

（（（内は夾註を示す。『至順鎮江志』卷二、地理、郷都）

。然れども帰附したるの後、亡宋の科徴文冊、散失して殆ど尽く。至元二十四年、税糧を催納するに、止だ郷司の草冊の数目に憑るのみ。以て里正・主首、有科無徴等の項の錢糧を陪閉するを致し、上戸漸く困乏するに至る。況んや中・下の戸計をや。……。前平江路理府の判呈。州県、錢糧を成就し、事務を弁集するは、皆な里正・主首の力より出づるも、官司徒だ錢糧成就するの利を見るのみにして里正・主首の破家の害を詢わず。……。浙西廉訪司の言。州県、差役を定擬するの時、弊倖一に非ず。上戸の萬畝なるもの、里正に差充せらるるに過ぎず、其中・下の戸計の田百に満たざるもの、未だ主首に定為せらるるを免れず、直ちに田畝を売り妻子を鬻ぐに至りて後止む。

（正徳『松江府志』卷六、徭役、余卓撰「松江府助役田糧記」）

右に定量化を試みた催税負担は、あくまで正規の業務に関するものにすぎない。それにくわえて、臨時の金品供与や納税拒否人戸の税糧の賠納等の不当な負担が課せられたことを踏まえれば、ここに見える就役人戸の苦境は必然の事象として理解されるときにも、先にあげた『州県提綱』の記述（93頁）から窺える提訴や贈賄の手段を講じてでも就役を忌避する人民の感覚を実感できよう。

なお、前述の通り、里甲正役の負担が軽微なものであったことを先駆的に指摘したのは岩井茂樹氏であるが、氏の

理解は里甲制の歴史的画期性をとらえ難いものに陥つているといわざるを得ない。岩井氏の理解を典型的に示す論述を見よう。

「里甲正役」は、基層行政組織たる坊里の長およびその補佐役に充当して里内の錢穀、刑名を管掌することこそ、本来の職責だった。もちろん、「催辦稅糧、勾撰公事」も見年里長と十甲首戸にわりあてられる「役」であるにちがいない。宋代以降の「郷役」の系統につながるのが、里長や甲首の役である。しかし、それは本来官府の財政的資源を獲得する目的で設定された役ではない。そのような、本来の意味における差役、徭役の収取は、雑役の制度や臨時の夫役の徴発によって保証さるべく構想されていた。本来の「里甲正役」は、宋代以降の差役制度の中核をなす職役³¹⁾明代の雑役と、その目的や形態において位相を異にするものであり、里甲の編成も、こうした徭役の中核部分にかかわるものとして設定されたものではない。

岩井氏は、里甲正役を宋代以降の郷役と同等のものにとらえている。この理解にあつては、宋・元代の郷役（本章で見た保正・大保長や里正・主首）が戸等制もしくは税産額に基づき一定の階層以上のみ賦課されたことは捨象されるところにも、郷役賦課の矛盾の解消が北宋後半以降の地方行政の重要課題であつたこと、また明初の里甲制はその歴史的な解決を図つた体制であつたことも注視されない。その原因は、「宋代以降の差役制度の中核をなす」のは「官府の財政的資源を獲得する目的で設定された」職役であり、里甲正役や宋・元代の郷役はそれとは異なるという職役に関する岩井氏独特の理解にある。「唐宋変革」以降の職役、またその職責以外の負担が行政経費を欠如した地方財政構造のために必然化するものであつたことは、岩井氏や宮崎市定氏の指摘³²⁾の通りであろう。しかし、職役それ自体についていえば、「唐宋変革」以降の職役は地方官府の末端業務³³⁾郷役と鄉村行政への労務提供³⁴⁾郷役であり、北宋後半以降、衙役が專業化（胥吏化）するに伴い、鄉村行政への労務提供³⁵⁾郷役こそが職役の中核となつた。里甲正役は、けつして宋代以降の郷役と同等のものとしてではなく、北宋後半以降の郷役の矛盾を解決する意義をもつ存在として理解されなければならない。

以上見たように、両税法施行後はじめて土地所有戸全般が租税と徭役を負担する体制（中国史上、三度目の「正役体制」という明代里甲制の画期性は、宋・元代に比して職役負担を著しく軽減する形で実現したものであった。では、明代里甲制における就役人戸の負担の軽減は、どのような過程を経て創出されたのだろうか。章を改めて検証しよう。

二 元末江南の役法改革——共同就役の創出と就役期間の短縮——

明・清・民国期に編纂された江蘇省・浙江省内の地方志には、元代の役法の概要を伝える概ね同文の記事が散見する。⁽³³⁾ 管見の限り、その嚆矢は梅原郁氏が紹介した正徳『蘭溪県志』巻二、官政類、役法「元役法」の次の記述である。この記述をてがかりに職役負担の軽減化の過程を探っていこう。

県各おの四隅、坊正を設くるの外、則ち郷に里正を設けて、都に主首を設く。後に繁劇にして任い難きを以て、都毎に一里正を設け、主首は則ち其の事の難易に随いて之を多寡す。専ら催輸稅糧・追会公事を以てす。其の初め周歲或いは半年を以て一更し、後に又た季役に改む。大率糧多き者を以て役首と為し、其の次貼役と為す。其れ雜役は則ち弓手・祇候・禁子・斗子・曳刺・舖兵・舡夫・房夫・馬疋の類なり。而れども制度の詳・多寡の数、未だ攷うるもの有らず。

元代の江南では、南宋期の保正・大保長に代わる里正と主首の役が設けられ、それぞれ郷と都を就役単位とし、催輸稅糧・追会公事⁽³⁴⁾を任務とした。しかし、前章でも見たように、それは過重な負担であったため、里正の就役単位は都に変更され、主首の定員は負担状況を考慮して設定されるとともに、就役期間も当初の一年間から半年間、さらには季役に短縮されたという。季役とは、季節ごとの役、すなわち就役期間三ヶ月の役を意味するものである。また（役首―貼役）の制度も存在したという。貼役とは、その語義と貼軍戸や貼站戸の例⁽³⁵⁾からして、実際に就役する人戸の役費を複数人戸が共同で負担したものであろう。

地方志の記事からは、就役単位の変更、定員設定、就役期間の短縮などによって、元代を通じて職役負担を軽減する動きが存在したことが看取される。だが、地方志の記述の限りでは、その具体的な時期や詳細は判然としない。具体的な姿を探ろう。

元末の至正年間に里正の就役単位が都に変更されていたことは先学の成果によっても明らかであるが、いま少しその変更の時期を絞り込んでみよう。かつて明らかにしたように、北宋後半以降の職役賦課の矛盾を解消する有効策は、地方官府が職役を賦課する差役法に代わって郷村社会レヴェルで役次（就役人戸・期間）の決定を行ない、また就役人戸の役費を援助するための社会的結合——義役を組織することであった。元朝の江南支配の当初、既存の義役は就役単位の改編、役田の没官・課税対象化のために解体に追い込まれた。しかし、義役は、結合原理に規定された脆弱・短命性を抱えながらも、その機能の有効性を保持しており、結成単位を里正の就役単位である郷に変えながら各地で組織されていた。江西行省管内では、大徳七（一三〇三）年一月に郷村社会レヴェルで役次決定のみを行なうタイプの義役——南宋期には「議役」とも呼ばれた——の組織が公認され、皇慶元年（一三二二）四月に差役法への回帰が指令されたものの、延祐四年（一三二七）二月には差役法と義役の選択は民便に委ねられた。浙西地方では、至治三年（一三三三）四月に義役を範とした国家的施策である助役法が実施された。この江西行省管内の義役、浙西地方の助役法、いずれの場合も、里正の就役単位は依然として郷であった。³⁵ これらによる限り、郷から都への里正の就役単位の変更は、泰定年間（一二三四—一三二七）以降の現象であったと考えられる。

なお、江西行省管内で義役が公認された際（大徳七年一月）には、主首の定員が上都〓四名、中都〓三名、下都〓二名と設定されており、³⁶ 各都の状況に応じた定員設定がこの時期から存在したことがわかる。これは複数人戸による共同就役の萌芽といえるかもしれない。だが、職役負担の軽減が本格化するの元代の後半期に至ってからである。元代後半期には、浙東地方を中心に江南各地で賦役改革が実施された。とくに至正二—四年（一三四二—一三四四）に州の同治劉輝が紹興路余姚州で、至正一〇—一一年（一三五〇—一五一）に肅正廉訪使董守愨と総管陳伯顔不華らが婺州路下

の一州・六県で実施した覈田を伴う賦役改革などが著名であり、そこで作成された魚鱗冊の形式は明初の魚鱗冊に継承されたものとも評価されている^⑧。職役負担の軽減化も、こうした元代後半期の賦役改革の動きの中で本格化した。限られた事例ではあるが、その具体像を見よう。

最も動向の詳細を知り得るのは、温州路平陽州のケースである。それは、当地の鳳林郷錢倉鎮に隱棲する処士の史伯璿（字は文瓊。一二九九—一三五四年）が知州岳祖義に提出した役法改革の建白書である「役法陳言書」（史伯璿撰「青華集」卷二、所収。上海圖書館藏、清・嘉慶元年八月抄本）から窺うことができる^⑨。この建白書が提出された具体的な時期は確定し得ないが、岳祖義の知州任期中——至正六一一年（一三四六—五二）の間であったことは疑いない。岳祖義は統治にあたって行政課題を史伯璿に諮問しており、史伯璿は他にも多くの建白書を提出している^⑩。その中には「輿論を採聽」したことを明記するものもある^⑪。かつて筆者は、元末の江南では「公論」に基づく治政の実現を目指す動きが存在し、それは明初地方政治改革の先駆としての意義を有したことを明らかにしたが、この史伯璿と知州岳祖義の活動も、そうした事例の一つとして位置付けられる。

さて、史伯璿によれば、平陽州でも泰定年間以前は職役賦課の混乱に苦しんでいたが、泰定四年（一三三七）に知州張懋が役法改革を実施してからは恙無きを得ていた。しかし、知州張懋の改革も完璧なものではなく、改善の余地があるという。知州張懋の改革とは、どのようなものであったか、またその不十分な点とは何か。史伯璿の言説を聴こう。

竊に平陽の役法を見るに、帰附して自り以来、幾く変わるやを知らず、愈いよ変わり愈いよ至る。至治・「泰」定以前に於けるや、富を放して貧を差し、至らざる所無く、産戸靠損し、逃移紛紛として、官民其の弊に勝えず。泰定四年、賢守張侯始めて今日の役法を為り、有産の家をして、自ら相い推遜し、三年一輪し、廻りて復た始めしむ。然る後衆輕易に挙げ、役法甚しくは靠損せず、今に至るまで二十余年、各都の役法、言之に及ぶ毎に、手を挙げて額を加えざる者無きなり。但だ其れ推排の法、之を未だ遜せざる以前に比べ、固より民に便なること有

ると為すも、然れども亦た未だ之を善を尽し美を尽すと謂うべからず。況んや之を行なうこと既に久しく、亦た少弊の処無きこと能わざるをや。若し善を尽し美を尽し、其の弊を革去し、以て大いに民に便ならんと欲すれば、則ち旧遜の役戸に因りて之を増減し、其の全年通常の法を変えて、季に分ちて之を輪当すると為すをば便と為すに若くは莫し。蓋し旧遜の各都の役戸、多き者或いは二十名に至り、少なき者十余名を減らず。夫れ一・二十名の里正を以て、同一一都の中に在りて解幹せしむれば、則ち下に在りて煩擾に過ぐ。五十四都七・八「百」名の里正を以て聚めて官府の中に在りて聴候せしむれば、則ち上に在りて諍闘に勝えず。若し其の煩擾諍闘を厭いて、一例に之を減削すれば、又た将来戸少く役重く、以て承当するに難きを恐る。況んや一法立ち、一弊生ずれば、則ち減削する者未だ必ずしも皆な貧難ならず、存留する者未だ必ずしも皆な富実ならざるをや。民に便ならんと欲するは、豈に難からずや。

(史伯璿撰『青華集』卷二「役法陳言書」。「」内は、李修生主編『全文』第四六冊、鳳凰出版社、二〇〇四年に従って改めた) 泰定四年に知州張懋が創出した役法は「推排の法」・「全年通常の法」と呼ばれている。ここでは、里正の就役単位が郷から都へ変更されており、各都の里正に一年任期で一〇余―二〇もの人戸が共同で就役し、三年間で就役該当人戸を一周する。この方法は、共同就役によって明らかに職役負担を軽減したものであり、その後二〇年余りに互って存続しているという。

「推排の法」が里正に一〇余―二〇戸が共同就役するものであったことはまちがいないが、それはいかにして行なうものであったのだろうか。いまし具体像を探ろう。「推排」とは人戸の資産調査を意味するが、ここでは「有産の家をして、自ら相い推遜」させたと伝えられている。では、「推遜」とは何か。同時代史料の用例を探せば、『大元聖政国朝典章』新集、戸部、賦役「差役驗鼠尾糧数依次点差」の次の記事がある。

延祐四年二月□日、袁州路准けたる江西廉訪司の牒、准けたる吉・贛分司の牒。……牒して請う。各路に行移し、合属の州県を監勅し、当差に相應べき人戸・所有ゆる田糧丁産を將て、其の高下・糧数の多寡を験べ、実を尽

して周歲合に里正・主首に該つべき花名を定差し、正月自り始めと為し、事務を承管せしむ。或いは各都有糧の役戸・殷富の家、公同に自ら推唱遜議し、実に従いて挨拶するを行なわんことを願わば、周りに復た始め、輪流して充応せしむ。如し糧多く兩三年を作さんことを願う者は、民便に従うを聴す。点定せる各郷都の役戸の花名を開具し、榜を出だして曉諭す。今後毎歲年終に役満ち、周歲催糧足備すれば、例に依りて差換し、次年の正月交替す。……牒して按治する路分を除き、所屬の州県を督責し、延祐四年合に設くべき里正・主首を待て、糧の多寡を験べ、鼠尾を編排し、公に従いて次に依りて点差し、務めて均平なるを要む。那上攢下し、富を放して貧を差すを致すこと毋からしむ。如し郷都自ら推唱遜議し、実に従いて挨拶し、輪流して役に當るを願う者は、民便に従うを聴す。正月自り役に入り、事務を承管せしめ、花名を開具し、榜を出だして曉諭す。今後、年終に催糧足備すれば、周年交換す。

(a) 傍線・(b) 波線は筆者

「推遜」とは、ここに見える「推唱遜議」の略語であろう。重要なのは、この記事が延祐四年二月に江西肅政廉訪司等から江西行省管内の各路、各州・県に対して差役法と義役の選択は民便に委ねることを通達するものであったことである。引用の(a)傍線部は差役法を指示した箇所であり、(b)波線部は義役の組織を許可した箇所である。有糧の役戸・殷富の家、公同に自ら推唱遜議し、実に従いて挨拶する」とは、就役該当人が資産額の自己申告をもとに協議して就役人戸を決定することであり、郷村社会レヴェルで役次決定のみを行なうタイプの義役——「議役」を意味する。とすれば、知州張懋が創出した「推排の法」も江西行省管内のものと同じ義役であったことになろう。

この推測をさらに裏付ける史料もある。平陽州の隣に位置する瑞安州の判官に張懋と同じく泰定四年に着任した王文彪の治績を伝える王禕撰「元中憲大夫庸田司致仕王公行状」は、次のように記す。

役法久しく弊れ、公、諸を土俗に詢わば、威な義役をば行なうべきと為すと謂う。即ち為に其の富貧を第し、均しく之を賦し、民大いに便と称す。大府困りて公に誘ねて旁州平陽の役を賦せしむ。月を閲ずして畢わり、其の民便と称す。瑞安の二州の如きは、役法皆な久しくするも廢れず。

(王禕撰『王忠文公集』卷一八)

王文彪は、瑞安州の判官に着任するや、役法の混乱状況を地域の人々への諮問を踏まえた義役によって解決し、これをうけ温州路総管府は隣州である平陽州の役法業務にも彼を従事させて成果を得たという。この時期、平陽州の知州を務めたのは張懋であったから、知州張懋の役法改革は王文彪の関与を受けたものであり、その改革は義役の組織であったことになる。

これらに基づけば、知州張懋が創出した「推排の法」とは、郷村社会レヴェルで資産額の自己申告をもとに協議して就役人戸を決定する義役を組織し、一年任期で一〇余—二〇名が里正に共同就役するというものであった。だが、先に引用した史伯璿の言説にあるように、この方法は州全体五四都の就役人戸が年間七〇〇—八〇〇にもほり、官府側・郷村社会側ともに煩瑣に耐えない難点を抱えていた。共同就役の人戸数を削減すれば、過重な負担となり、削減される者が資産額の少ない人戸とは限らない危険性もあることに、史伯璿は頭を悩ませていた。そうした問題点の改善策を彼は次のように打ち出す。

若し但だ坊市の旧例に依りて増減し、毎年の役戸分ちて四季と為せば、則ち都毎に一季里正多きは四名に至り、少きは只だ三名、都に在りて解幹するのみ。五十四都の里正を合わすも、亦た一・二百名に過ぎず、州に在りて聴候するのみ。此くの如くすれば則ち下に在りて煩擾に至らず、上に在りて喧閑に至らず、實に便当たり。公家を以て之を言えは、則ち全年通当、里正多ければ、必ず互相に推調を致し、公事反て耽悞を致す。若し「輪」年を変えて季に分てば、里正多からず、各おの経手有り、推調すべき無く、公事豈に辦ぜざる者有らんや。私家を以て之を言えは、則ち全年通当、役戸着きて終歳官に在るを須ちて、必ず生理を妨ぐることを致す。若し年を変えて季に分てば、則ち各都の役戸、一季官に在りて、三季家に在り、既に公事を悞たす、又た生理を妨げず、民に於いて豈に便ならざる者有らんや。此れを以て之を觀れば、則ち年を変えて季に分かつは、乃ち善を盡し美を尽すの策にして、實に便民の要務なり。政今日当に行なうべき所の者、君侯に非ざれば其れ孰か能く之を為さんや。

（史伯璿撰『青華集』卷一「役法陳言書」。「」内は衍字と思われる）

史伯璿が提案した改善策は、都市部の役法の例に倣い、就役期間を季節ごと、すなわち三ヶ月に短縮して任期ごとに三―四名が共同就役するというものであった。これは、州全体五四都で一季に一〇〇―二〇〇名が就役するにとどまり、官府側・鄉村社会側とも煩瑣を免れ、就役人戸も生業を妨げられない意義があるという。

この提案をうけた知州岳祖義は役法改革に着手しているが、それが史伯璿の提案通りのものであったかどうかについては確証がない。しかし、泰定四年の段階で一〇余―二〇戸による共同就役が創出され職役負担の軽減が図られたこと、さらには至正六年以降に至って就役期間を三ヶ月に短縮する改革構想が提案されたことだけはまちがいない。

温州路平陽州の場合、就役期間を三ヶ月に短縮することが実現されたか否かは定かでないものの、紹興路下では複数人戸による共同就役だけでなく、就役期間を三ヶ月に短縮することも確実に実現されていた。後至元六―至正元年(二三四―四一)に紹興路総管の任にあった宋文瓚の治績を伝える黄潛撰「紹興路総管宋公去思碑銘」は、次のように記す。

蓋し民の役有るや、古え自り然り。今の患い力称わず、事均しからざるに存るのみ。前に坊・隅に役せらるる者、其れ一隅四季各おの三人を以てす。公則ち増して七人と為す。州県に役せらるる者、其れ一都も亦た増して十有五人に至る。而して力其の称わざるを患えず。大家を先にし、商賈を次にし、又た其れ寺觀の羨田有る者を次にし、役事を分任せしめ、三歳にして一周すれば、則ち復た次を以て役を受く。事其の均しからざるを患えず。簿書・期会、追逮・程督に当る者有れば、悉く例を用て牌限を設け、未だ嘗て輒ち一卒も遣らず。州県視て以て則と為し、民用て擾れず。

(『兩浙金石志』卷一七)

宋文瓚は、職役負担を就役人戸の能力に適うようにするため、季節ごとに三名が就役していた都市部の職役の定員を七名に増員し、州・県の都の職役についても一五名に増員したという。ここには役目は記されていないが、都市部の職役は坊正・隅正、都の職役は里正・主首と考えてよい。ここでも、平陽州における知州張懋の改革の場合と同様に、三年間で就役該当人戸を一周することとされており、就役単位ごとの就役該当人戸の数は、都市部の坊正・隅正

の場合は八四戸（七名×四季×三年＝八四戸）、都の里正・主首の場合一八〇戸（二五名×四季×三年＝一八〇戸）に及んだ。紹興路下では、後至元六年以前の段階において一季＝三ヶ月の任期で複数人戸が共同就役する方法が存在しており、後至元六―至正元年には一季＝三ヶ月ごとの共同就役の定員を都市部の坊・隅では七名に、州・県の都では一五名に増員する形で職役負担の軽減が図られていた。

これらは、いずれも浙東地方の事例であるが、職役負担を軽減する動きは浙東以外の地域でも生じていた。一例を見よう。福建道の奥に位置する邵武路邵武県では、至正一六年（三五六）冬に着任した達魯花赤の安答兒禿と県尹の張祥が、主簿の盧信・胥吏・就役人戸との「僉議」と「儒宿老成の論」を踏まえて役法改革に着手した。⁽⁴⁶⁾ 黄鎮成撰「均徭政績記」は、その改革の内容を次のように伝える。

是れより先、邑里正・主首を以て、十郷役を同にし、地広くして役重く、費同じきも産力同じからず、後に移りて前を促し、軽きに就きて重きを避け、民甚だ之に苦しむ。今各おの都ごとに惟だ主首一人を設くるのみ。五十三都、歳ごとに二番、主首為る者一百有六なり。三五斗をば正役と為し、官に在りて応辦し、余畸碎小は、戸ごとに助役を為し、錢を出だして費を佐く。……主首止だ一都を理むるのみにして、地窄くして民知り易し。官に在る者常に五十三人にして、人衆くして事就き易し。戸ごとに定産有りて、軽重偏倚の私無く、役に定歳有りて、移趨疏数の弊無し。
 （萬曆『邵武府志』卷五二、記類。内閣文庫蔵）

邵武県では、至正一六年に至るまで里正・主首の就役単位は郷のままであり、広域な就役単位による過重負担のため、就役忌避の弊害を惹き起こしていた。その改革とは、就役単位を都に改め、主首の任期を半年にするというものであった。また、実際に主首に就役する人戸の基準は「三五斗」以上、すなわち税糧負担が一石五斗以上の人戸とされ、税糧負担がそれに及ばない人戸は役費を援助するという。一石五斗の税糧負担とは、税率をもとに算出すれば所有田産約三〇畝と推測される。⁽⁴⁷⁾ これは、名称は異なるが、〈役首―貼役〉の制度に相当するものに他ならない。この改革は至正一八年（一三五八）四月には完了したという。浙東地方で創出されていた複数人戸による共同就役は見

られないものの、福建道の邵武県でも、就役単位の変更、就役期間の短縮、貼役の制度によって、職役負担の軽減が図られていた。

以上見たように、元代後半期の江南、とくに至正年間には、就役単位の変更、複数人戸による共同就役、就役期間の短縮、〈役首―貼役〉の制度などを通して、職役負担を軽減する動きが存在した。詳細を確認できる事例は少数にとどまるが、同様の動きは元代後半の江南各地に存在したと推測される。本章の冒頭に挙げた正徳『蘭溪県志』の記述と概ね同文の記事が江蘇省・浙江省内の地方志に散見することはその証左であるが、たとえば、至正一四―一六年（一三五四―一五六）に慶元路慈溪県の処士趙偕が県尹陳麟に提出した県政改革の建白書である「治県權宜為邑宰陳文昭〔設〕の（考貧富以均賦役）の項は、当地の役法の問題点を次のように記す。

今年の各都隅の役事頗る均し。帰附して自り以来、未だ曾て有らざる所なり。然れども何処の都分の役事已に均平なるや、何処の都分の役事未だ均平ならざるやを詳考せざれば、則ち亦た未だ善を尽くすと為さず。況んや戸の当役の日数尚お増減を用いる者、各郷都多く之有るをや。当役に堪うるも漏網し、役に堪えざるも未だ脱るを得ざる者も、亦た問ま之有り。各都の里正・主首、仍お小戸を詐りて役錢を貼わしむる者、比比として是れなり。

（趙偕撰『趙宝峰先生文集』巻一）

元朝の支配下に入ってから、最も均等な役負担を実現した状態にはあったが、都によつては、就役期間を増減するものや里正・主首の役費を零細な人戸に援助させるものがあるという。ここでは、就役に耐え難い零細な人戸を不当に苦しめる問題点として指摘されているが、慶元路慈溪県の中にも、就役期間の短縮や〈役首―貼役〉の制度が存在したことがわかる。当地の就役期間の増減や〈役首―貼役〉の制度は、都レヴェルの判断で行なわれていることからすれば、義役であった可能性もある。

そもそも、義役は郷村レヴェルで役次（就役人戸・期間）を決定して職役負担の弊害を解消する社会的結合であり、そこでは就役人戸への役費援助だけでなく、就役期間の短縮や複数人戸による共同就役も行なわれていた。南宋・宝祐

五年（一二五七）の慶元府域内の義役の実態を伝える『開慶四明統志』巻七、排役「行移始末」は、次のように記す。大抵義役に、必ず役首有り。各甲の上戸に非ざれば、役を主ること能わず。奈何ぞ只だ己を利するを知るのみにして、更めて人を恤まざらんや。謂如えば一甲の中、上戸二十戸有れば、律するに差役法及び倍法を正すを以てし、自ら合に輪流充応すべきも、却与て此の二十家結びて一党を為し、下戸に派及し、一月なる者・半月なる者・十日なる者に勒充する有り、甚だしきは三日・一日・半日・八分・四分なる者有るに至る。

上戸たちが不当に結託し、就役期間を一ヶ月・半月・一〇日に、酷い場合は三日・一日以下にまで短縮して本来就役に該当しない下戸を就役させているという。ここでは、下戸の存立を脅かす義役の弊害——役首や上戸層の不正行為の典型例として就役期間の短縮があげられているが、義役の下で就役期間の短縮が行なわれていたことは明らかである。また、複数人戸による共同就役については、黄榦撰『勉齋先生黄文肅公文集』巻三〇「申提拳司乞約束破壊義役状」が次のように伝える。

榦到任して自り以来、深く斯の弊を憫む。偶ま一都の内に上戸七家有りて相い与に陳詞し、戸長を差するを免じ、七戸自ら甲首と為らんことを乞うに因り、都内の合に納むべき官物を以て七つと為し、県中但だ人戸の自承由子を給し、之を甲首に付し、自ら管催を行なわしむ。惟に人戸戸長の害を免るのみならずして、官物の入る所反て常年よりも増し、人戸深く以て便と為す。本県遂に文牒を出だして狭都に行下し、人戸を勧誘すれば、欣然として之に従う者、十有余都なり。公私俱に其の利を受くと謂うべき者なり。

嘉定二年（一二〇九）、撫州臨川県の県令であった黄榦は、従来の戸長の制に代えて、七戸が甲首に就役したいという或る都の上戸七戸からの要望を許可し、さらに黄榦が管内の狭都を勧誘した結果、一〇余の都で同様の義役が組織されたという。この義役は通常の義役の形式とは異なるもの^⑩、郷村レヴェルで就役人戸を決定している点は義役としての共通性を具えており、義役の下で複数人戸による共同就役が創出されていたことがわかる。このように、南宋期段階の義役において就役期間の短縮や複数人戸による共同就役が創出されていたことを確認すれば、泰定四年、温

州路平陽州において一〇余—二〇戸が里正に共同就役する方法を創出した知州張懋の役法改革が義役の組織によるものであったことは、当然の現象として理解されよう。

以上の検討を通して、元代の江南では、就役単位の変更、複数人戸による共同就役の創出、就役期間の短縮、〈役首—貼役〉の制度などによって職役負担の軽減が図られており、なかでも元代後半期の浙東地方で見られた複数人戸による共同就役と就役期間の短縮は、南宋期以来の義役を起点としたものであったことが明らかとなった。これを踏まえれば、明代里甲制下における一里長戸・一〇甲首戸Ⅱ計一戸の共同就役による職役負担の軽減は、明初に至って突如創出されたものではなく、南宋・元代以来の職役負担の軽減化を承けて可能となったものとして理解される。

三 明初期における「小農自立」

明初里甲体制の画期性を実現したもう一つの要因と考えられる小経営農民の成長の検討に移ろう。里甲正役Ⅱ職役負担を土地所有人戸の普遍的義務とすることが、前章で見た職役負担の軽減だけでなく、小経営農民の成長にも基礎づけられていたことは、南宋期の催税甲頭制をめぐる様相を確認すれば明瞭となる。

北宋後半—南宋期に一般化した催税担当の職役は大保長（大保長が戸長を兼任しない場合は戸長が併置された）であったが、南宋初期には北宋・熙寧年間に做った催税甲頭制も実施された。催税甲頭制は、都内の三〇戸ごとに甲頭一名を置き、一税一替の原則で輪番に就役する職役制度であり、建炎四年（一一三〇）八月に西浙路・江南東西路・荆湖南路・福建路・広南東西路の範囲で実施されたが、翌紹興元年（一一三一）一〇月には廃止された。その後、紹興年間には、広南東西路や江南東路などで復活したものの、いずれも短期間のうちに廃止されている。催税甲頭制の目的は、催税負担を軽減し、大保長の就役の弊害を解消することにあつた。にもかかわらず、かくも催税甲頭制が短命に終わったのは、大保長の場合と違い、甲頭は戸等や税産額に関係なく二丁以上いる人戸が輪番に就役するものであり、その

結果、就役人戸が逃戸・戸絶戸や納税を拒否する頑戸の分の賠納などの負担に耐えることができず、大保長の場合よりも破産に至ったからであった。⁽⁵⁰⁾

催税甲頭は年二回の催税機会の一回の催税を担当したから、その催税負担は三〇戸分であったことになる。これは三〇戸すべてが催税対象の土地所有人戸＝主戸であることを想定した場合の数値であり、三〇戸のうちには土地を所有しない客戸も含まれていたから、実際の催税甲頭の負担は三〇戸分を下回ったと考えられる。この催税負担は、第一章で見た里甲制下における里長・甲首の役の二〇戸分という催税負担に近似する。もちろん、催税甲頭と里甲制の里長・甲首とでは、後者の催税機会が年二回であること、また共同就役によるものであるといった違いもあるが、期中の催税負担を数値上に直せば両者の負担に大差はない。このように、ほぼ同様の催税負担であったにもかかわらず、南宋初期の催税甲頭制が就役人戸を破産に追い込むがゆえに定着しなかったのに対して、明初の里甲制下にそうした現象が見られないことは、明初里甲制体制における職役負担の「正役」化は職役負担に耐えうるだけの小経営農民の成長に支えられていたことを物語っている。

かつて指摘したように、勸農業務の側面から見れば、元代の江南では国家からの農業技術・経営指導を必要としないうまに小経営農民の成長段階は達していた。⁽⁵¹⁾しかし遺憾ながら、南宋期―明初期における小経営農民の成長過程を具体的に明らかにすることは難しい。さしあたり、ここでは宋代江南の農業生産力水準を再検討した成果から展望するほかない。従来、宋代の農業生産力の先進地域と見なされてきた浙西デルタの水稲作は低湿地の粗放な水準にとどまっており、浙東地方を典型とする支谷・河谷平野・扇状地の地域こそ「唐宋変革」の原動力たる先進的な農業生産力を実現していた。後者では、重力灌漑を利用した乾田において肥培管理・中耕除草を伴う集約的な水稲作が行なわれ、稲麦二毛作も普及していた。⁽⁵²⁾こうした農業生産力の相違に照応して、浙西デルタの農民の階層構成は極少数の大規模な開墾地主層と大多数の自小作農層からなる二階層構造であったのに対し、浙東地方の農民の階層構成は小地主層・自作農層・自小作農層がピラミッド型に分布していた。⁽⁵³⁾宋代の浙西デルタで発達した地主佃戸関係は開発最前線

の低い生産力に規定された生産関係であり、宋朝国家の支配体系Ⅱ戸等制に適合したのはまちがもなく浙東地方の農民の階層構成であった。ただし、浙西デルタでも平均土地所有面積の縮小の傾向が存在し、南宋末・元代には微高地を中心に稲麦二毛作が普及・定着しており、自ら土地所有の主体となる小経営農民の成長の動きが見られた⁵⁴⁾。

これらの史実を踏まえれば、南宋期―明初期における小経営農民の成長過程は、浙東地方を典型とする支谷・河谷平野・扇状地の地域的集約的な農業技術の普及・定着を基礎に、土地所有の主体に成長してゆく過程として理解される。と同時に、明初洪武年間に実施された徙民開墾政策Ⅱ験丁授田政策⁵⁵⁾や、一連の疑獄事件を契機に江南の大規模地主を弾圧した籍没・官田化政策⁵⁶⁾は、南宋期以来の小経営農民の成長を促進して広範な自作農を創出し、里甲編成に適合した農民の階層構成を形成することをめざした政策として評価できよう。

南宋期―元代に右の動きが見られたのであれば、宋代の保正・大保長の役では中等戸以上とされていた職役の賦課基準の引き下げが行なわれてよいはずである。事実、南宋期には職役負担が下等戸に及ぶ現象が見られたが、それは職役賦課の実務を担う州・県の胥吏・郷書手や義役の管理統率者(役首)の不正行為によるものであった⁵⁷⁾。元代に至ると、賦課基準は公式に引き下げられた。たとえば、大徳七年(二三〇三)年一月に江西行省管内で公認された義役では、一石以上の税糧負担人戸Ⅱ約二〇畝以上の土地所有人戸とされており、⁵⁸⁾前章で見た福建道の輿地――邵武県における至正一六一八年(二三五六―五八)の役法改革でも、実際に主首に就役する人戸の基準は約三〇畝以上の土地所有人戸とされていた。前章で見た温州路平陽州や紹興路下の州・県のように、複数人戸による共同就役や就役期間の短縮(季役)が行なわれた場合には、賦課基準はさらに引き下げられたと推測される。明代の職役が里甲正役として畸零戸以外の土地所有人戸の普遍的義務とされたのは、小経営農民の成長に対応した職役賦課基準の引き下げの延長として考えられる。ただし、土地所有人戸の普遍的義務としたとはいえ、明朝国家も数畝程度の零細な土地所有人戸を里甲正役の甲首の担い手として想定したわけではないだろう。里甲編成の前提として広範な自作農の創出をめ⁵⁹⁾ざした洪武年間の験丁授田政策の授田額が一丁当り一六畝や一七畝であり、蘇州府下で実際に創出された農民の土地

所有規模が約一一畝—約二二畝であったことからは、甲首の担い手として明朝国家が理想としたのは、約二〇畝程度の土地を所有する人戸であったと理解すべきであろう。

以上の検討をふまえれば、明初里甲制体制における職役の「正役」化は、宋代の浙東地方に典型的に見られた集約的な農業技術の普及・定着を基礎に、約二〇畝程度の土地を自ら所有する小経営農民が広範に形成されることを前提に実現したと考えられる。こうした理解から宋代を振り返れば、「唐宋変革」が小経営の自立と農民的土地所有の確立に基づく社会変革であったとはいえず、宋代社会は自己所有地で自立再生産可能な農民が占める比率は多い場合でも二〇％程度であり、これに規定されて職役負担の対象を中等戸以上の人戸に限定した——言いかえれば、兩税法下の税役收取原則が一定の階層以上の人戸で実現するにとどまっていた段階であった。南宋期以来の自ら土地所有の主体となる小経営農民の広範な成長に照応し、元代後半期の江南で本格化した職役負担の軽減化を継承しながら、兩税法施行後はじめて土地所有人戸全般が租税と徭役を負担する原則を実現したのが明初の里甲制体制であったといえよう。改めていうまでもなく、日本史研究では、一四世紀末から始まり、一六・一七世紀に本格化した基本的に単婚小家族の労働力と自家保有地で再生産可能な農民の広範な形成過程を「小農自立」の概念によって把握している。小経営生産様式のレベルに抽象化すれば、南宋期—明初期の中国社会は、まさに日本の「小農自立」に相当する小経営の成長段階にあり、比較史的観点から見れば、明初里甲制体制は「小農自立」の動きに対応して創出された人民編成ととらえることが可能であろう。

右の理解は、あくまで蓋然性に基づいたものであり、推論の域にとどまる。その大きな理由は、残存史料の制約から明初里甲制下の現実の農民の階層構成を明らかにし得ないことにあり、とりわけ洪武一四年（一三八一）以来、一〇年に一度の原則で全国の里に作成が義務付けられ、明朝の滅亡まで計二七回に亘って編纂されつづけた明代の戸籍兼租税・徭役台帳——賦役黄冊が散失し、原本・抄本ともに一里分完全な形では一冊たりとも発見されてこなかったことにある。

こうした史料状況の中にあつて、刮目すべき文書史料に基づいたデータがある。樂成頭氏が安徽省博物館所蔵の『萬曆九年清丈二十七都五図帰戸親供冊』（安徽省博物館蔵 二二・二四五八二号）と『萬曆二十七年都五図黄冊底籍』（安徽省博物館蔵 二二・二四二五二七号）をもとに提示したデータである。⁽⁶⁴⁾ 樂氏によれば、両文書は『萬曆至崇禎二十七都五図三甲朱学源戸冊底』（安徽省博物館蔵 二二・二四五二九号）、『清初二十七都五図三甲編審冊』（安徽省博物館蔵 二二・二四五五四号）とともに、「明末清初」の時期に徽州府休寧県二七都五図三甲の里長戸を務めていた朱学源戸、もしくはその関係者が清代初期に抄写し、私家文書として保存されてきたものと推測される。『萬曆九年清丈二十七都五図帰戸親供冊』は、萬曆九年（一五八二）の張居正の土地丈量（休寧県では県令曾乾亨が実施）に関連して作成された文冊の抄本であり、休寧県二七都五図に所属する人戸が所有する田産額（他の都・図に分散して所有する田産も含む）と負担税糧額を各人戸ごとに記している。『萬曆二十七都五図黄冊底籍』は四冊からなる。休寧県二七都五図で萬曆一〇年（一五八二）、同二〇年（一五九二）、同三〇年（一六〇二）、同四〇年（一六一二）に作成された計四回分の賦役黄冊の底本の抄本であり、二七都五図に所属する各人戸の人丁・事産を記載している。両文書が伝える数値は、休寧県における萬曆九年の丈量が周到に実施されたこと、また数値の変動のあり方から見て、信憑性が高いと樂氏は評価している。⁽⁶⁵⁾

この両文書を活用すれば、萬曆九年から同四〇年に至る時期の休寧県二七都五図における農民の階層構成とその推移、さらには各人戸ごとの人丁数・所有田産額の変動状況を詳らかにすることが可能である。筆者は両文書を実見し得ていない。⁽⁶⁶⁾ しかし、両文書を紹介した樂氏は、両文書から得られる数値を整理し、休寧県二七都五図に所属する人戸全体の田産所有状況、階層構成とその推移を具体的に提示している。それは、小論が問題とする明初期からは約二〇〇年時代を下るが、前述した史料の厳しい残存状況からすれば極めて貴重なデータである。しかも、その内容は先筆者の推論が的外したのではないことを示している。最後に、樂氏が両文書をもとに提示したデータを分析しよう。

両文書の舞台となった休寧県二七都五図の農業景観から確認しよう。明・清期の休寧県の地方志は、二七都五図に

図1 萬曆『休寧県志』巻首「隅都図二」(東洋文庫蔵、萬曆35年序刊本)

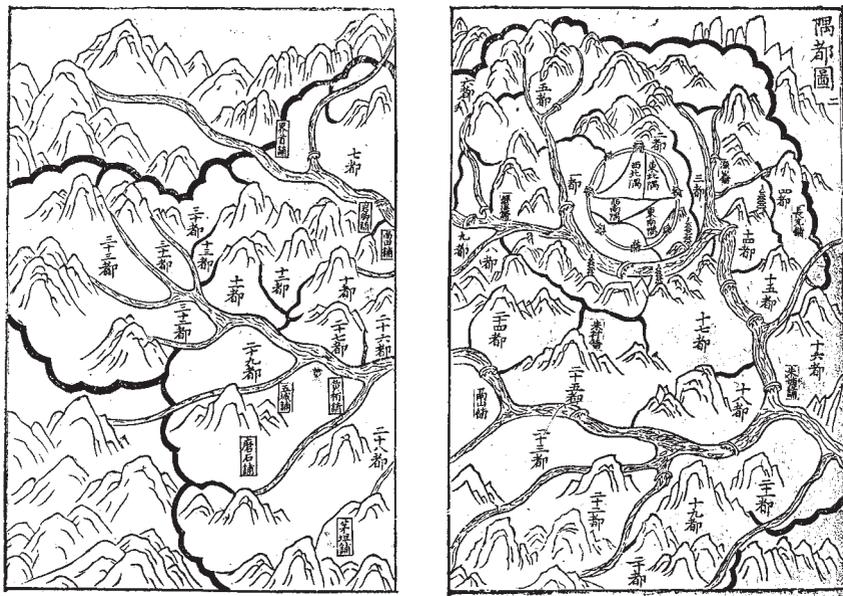


表3 萬曆9年27都5図所属人戸が所有する各種の土地面積およびその比率

単位：税畝

類別	総額	田	地	山	塘
面積	3195.8686	2034.3208	553.3173	573.2514	34.9800
%	100	64	17	18	1

樂成顯『明代黃冊研究』(中国社会科学出版社、1998年)184頁の表5を転載。

編成された人戸たちが居住する集落名については不詳であるものの、二七都五図が里仁東郷に属したこと、また二七都下の集落名を伝える⁶⁷⁾。これに基づけば、二七都は、県城から西南の方角へ約一六kmの位置にある現在の陳霞(陳村・霞瀛)周辺の地域であった。二七都=陳霞周辺地域は、図1に示す萬曆『休寧県志』巻首「隅都図」からも窺えるように、休寧県を東流する新安江の北岸に位置し、戦前日本の陸地測量部(参謀本部)作成の五万分の一地図を見れば、新安江沿いの山間小盆地にあり、標高約一三〇m付近の緩やかな傾斜地に水田が広がっていたことがわかる。「萬曆九年清丈二十七都五図帰戸親供冊」の記載をもとに樂氏が作成した表3「萬曆九年二七都五図所属人戸が所有する各種の土地面積およびその比率」を見よう。萬曆九年の段階で二七都五図所属人戸が所有した田産のうち、

「田」の地目が占める比率は六四％に及んでいた。⁽⁶⁸⁾ これらを踏まえれば、休寧県里仁東郷二七都五図は、山間部に位置しながらも河川流域の小盆地の傾斜地を利用して主に水稲作を営んでおり、宋代の江南で先進的であった集約的水稲作技術が普及・定着していた地域といえる。では、萬曆九年—同四〇年における休寧県里仁東郷二七都五図所属人戸全体の階層構成とその推移は、どのようなものであったろうか。表4、表5はそれぞれ『萬曆九年清丈二十七都五図婦戸親供冊』、『萬曆三十七都五図黃冊底籍』をもとに欒氏が整理した萬曆九年、および同一〇年・二〇年・三〇年・四〇年の階層構成である。なお、両文書が記載する田産額については、その面積単位が税畝であることに注意を要する。欒氏によれば、萬曆九年の丈量以降、休

表4 萬曆9年27都5図所属人戸が所有する土地総額の統計

人戸の土地 所有規模	戸 数		面 積 (累 計)	
	実 数	%	実 数	%
無 産 戸	33	23	0	0
0~5未満	43	30	87.6734	3
5~10未満	12	8	93.5074	3
10~20未満	18	13	267.6372	8
20~30未満	12	8	278.1826	9
30~50未満	13	9	499.6767	16
50~100未満	5	4	364.7168	11
100以上	7	5	1596.0573	50
総 計	143	100	3187.4514	100

欒成顯『明代黃冊研究』（中国社会科学出版社、1998年）189頁の表7を転載。

表5 萬曆年間27都5図所属人戸の土地所有統計

人戸の土地 所有規模	萬曆10年		萬曆20年		萬曆30年		萬曆40年	
	戸数	土地累計	戸数	土地累計	戸数	土地累計	戸数	土地累計
無 産 戸	30	0	22	0	14	0	11	0
0~5	43	86.137	46	82.735	48	74.728	52	89.983
5~10	13	104.083	16	112.229	17	118.955	21	149.743
10~20	17	243.537	21	307.775	36	558.067	29	442.813
20~30	12	278.029	15	367.138	10	254.157	16	392.123
30~50	14	534.364	15	554.402	18	665.557	14	523.159
50~100	5	365.226	7	553.687	6	415.144	8	537.515
100以上	7	1597.843	4	1080.703	5	1298.533	4	1267.715
総 計	141	3209.219	146	3058.669	154	3385.141	156	3403.052

欒成顯『明代黃冊研究』（中国社会科学出版社、1998年）232頁の表20を転載。なお、欒氏が萬曆30年の総人戸数を156戸とするのは計算ミスと思われるため、転載にあたって154戸に改めた。

寧県では田土面積の計測に税畝制が採用されており、税畝は各種の等級の田土の煩瑣な納税科則を簡略化するために、各種の異なった等級の田土面積を相当する納税面積に換算したものである。したがって、税畝で示された面積は実際の面積と異なる。だが、当地の場合、地方志が伝える丈量以前の税率をもとに試算すると、税畝表示の面積と実際の面積との差額は些少であるか、むしろ税畝表示の面積よりも実際の面積が上回る可能性が高い⁷⁰⁾。また、税畝には国家が把握した公課負担能力を示すというメリットもあるため、ここでは税畝単位のまま議論を進めることにする。

さて、表4・表5を一見して第一に明らかであるのは、いずれの時期も田産所有戸の階層構成がピラミッド状に分布しており、なかでも一〇―三〇税畝規模の田産所有戸が分厚い層として存在したことである。第二は、無産戸の数は少なく、年代を下るにしたがい萬曆九年の三三戸（全戸に占める比率は三三・〇八%）から萬曆四〇年の一一戸（全戸に占める比率は七・〇五%）まで減少し、一〇税畝未満の零細な田産所有戸が萬曆九年の五五戸（全戸に占める比率は三八・四六%）から萬曆四〇年の七三戸（全戸に占める比率は四六・七九%）へ増加していることである。

樂成顕氏は、明代後半の江南では一般的に一〇―二〇畝規模の土地所有戸は自作農に属し、二〇―三〇畝規模の土地所有戸は富裕な自作農であったことを指摘している⁷¹⁾。明末に至ると、広域的水利機構の整備、畝田の整備・再編とともに乾田化の進んだ浙西デルタが先進的な農業生産力の舞台となる。ここでは、徹底した深耕多肥の農法を基礎に商業的農業が展開しており、成年男子一人当りの可耕面積は一〇畝程度にまで縮小した⁷²⁾。明末の農業生産力から見ても、先進的水稻作地となった浙西デルタ以外の江南地域について樂氏の指摘は正鵠を射たものであろう。自作農に相当すると考えられる一〇―三〇税畝規模の田産所有戸の数と全戸に占める比率の推移、また一〇税畝以上の田産所有戸の数と全戸に占める比率の推移は、表6に示す通りである。いずれの場合も、萬曆三〇年をピークに増加しており、萬曆三〇年段階の一〇―三〇税畝規模の田産所有戸の数は四六戸で、全戸に占める比率は二九・八七%にも及ぶ。また萬曆三〇年の一〇税畝以上の田産所有戸の数は七五戸で、全戸に占める比率は四八・七〇%である。この増加傾向は、無産戸の減少と一〇税畝未満の零細な田産所有戸の増加傾向と合わせて考えれば、自

表6 萬曆年間休寧県27都5図所属の10税畝以上の田産所有戸等の推移

田産の単位：税畝

万曆9年(1581) 全戸：143戸，田産所有戸：110戸，無所有戸：33戸(23.08%)

田産所有規模	戸数	全戸に占める比率	田産額(平均所有田産額と全田産に占める比率)
10～30未満	30戸	20.98%(30/143)	545.8198(平均18.1999 17.12%)
10以上	55戸	38.46%(55/143)	
10未満	88戸	61.54%(88/143)	

万曆10年(1582) 全戸：141戸，田産所有戸：111戸，無所有戸：30戸(21.28%)

田産所有規模	戸数	全戸に占める比率	田産額(平均所有田産額と全田産に占める比率)
10～30未満	29戸	20.57%(29/141)	521.566(平均17.985 16.25%)
10以上	55戸	39.01%(55/141)	
10未満	86戸	60.99%(86/141)	

万曆20年(1592) 全戸：146戸，田産所有戸：124戸，無所有戸：22戸(15.07%)

田産所有規模	戸数	全戸に占める比率	田産額(平均所有田産額と全田産に占める比率)
10～30未満	36戸	24.66%(36/146)	674.913(平均18.748 22.07%)
10以上	62戸	42.47%(62/146)	
10未満	84戸	57.34%(84/146)	

万曆30年(1602) 全戸：154戸，田産所有戸：142戸，無所有戸：14戸(8.97%)

田産所有規模	戸数	全戸に占める比率	田産額(平均所有田産額と全田産に占める比率)
10～30未満	46戸	29.87%(46/154)	812.221(平均17.657 23.99%)
10以上	75戸	48.70%(75/154)	
10未満	79戸	51.30%(79/154)	

万曆40年(1612) 全戸：156戸，田産所有戸：145戸，無所有戸：11戸(7.05%)

田産所有規模	戸数	全戸に占める比率	田産額(平均所有田産額と全田産に占める比率)
10～30未満	45戸	28.85%(45/156)	834.936(平均18.554 24.53%)
10以上	75戸	44.38%(71/156)	
10未満	84戸	53.85%(84/156)	

表4・表5の数値をもとに作成。

表7 萬曆年間休寧県27都5図における地主的土地所有の比率

田産の単位：税畝

万曆9年(1581)の比率 53.66% (1710.4508 ÷ 3187.4514)

田産所有規模	戸数	出租地	出租地の内訳
30～50未満	13戸	109.6767	499.6767 - 390 (13戸 × 30) = 109.6767
50～100未満	5戸	214.7168	364.7168 - 150 (5戸 × 30) = 214.7168
100以上	7戸	1386.0573	1596.0573 - 210 (7戸 × 30) = 1386.0573
計	25戸	1710.4508	2460.4508 - 750 (25戸 × 30) = 1710.4508

万曆10年(1582)の比率 53.52% (1717.433 ÷ 3209.219)

田産所有規模	戸数	出租地	出租地の内訳
30～50未満	14戸	114.364	534.364 - 420 (14戸 × 30) = 114.364
50～100未満	5戸	215.226	365.226 - 150 (5戸 × 30) = 215.226
100以上	7戸	1387.843	1597.843 - 210 (7戸 × 30) = 1387.843
計	26戸	1717.433	2497.433 - 780 (26戸 × 30) = 1717.433

万曆20年(1592)の比率 46.06% (1408.792 ÷ 3058.669)

田産所有規模	戸数	出租地	出租地の内訳
30～50未満	15戸	104.402	554.402 - 450 (15戸 × 30) = 104.402
50～100未満	7戸	343.687	553.687 - 210 (7戸 × 30) = 343.687
100以上	4戸	960.703	1080.703 - 120 (4戸 × 30) = 960.703
計	26戸	1408.792	2188.792 - 780 (26戸 × 30) = 1408.792

万曆30年(1602)の比率 44.58% (1509.234 ÷ 3385.141)

田産所有規模	戸数	出租地	出租地の内訳
30～50未満	18戸	125.557	665.557 - 540 (18戸 × 30) = 125.557
50～100未満	6戸	235.144	415.144 - 180 (6戸 × 30) = 235.144
100以上	5戸	1148.533	1298.533 - 150 (5戸 × 30) = 1148.533
計	29戸	1509.234	2379.234 - 870 (29戸 × 30) = 1509.234

万曆40年(1612)の比率 45.50% (1548.389 ÷ 3403.052)

田産所有規模	戸数	出租地	出租地の内訳
30～50未満	14戸	103.159	523.159 - 420 (14戸 × 30) = 103.159
50～100未満	8戸	297.515	537.515 - 240 (8戸 × 30) = 297.515
100以上	4戸	1147.715	1267.715 - 120 (4戸 × 30) = 1147.715
計	26戸	1548.389	2328.389 - 780 (26戸 × 30) = 1548.389

表4・表5の数値をもとに作成。

ら土地所有の主体となる小経営農民の成長の動きの所産といえよう。

自作農に相当する規模の田産所有戸が三割近いというのは、まさに自作農を基軸とした階層構成といえる。それは地主的土地所有の比率にも反映している。三〇税畝以上の所有田産は出租されたものと仮定して、地主的土地所有の比率を算出した数値を表7に示そう。全田産に地主的土地所有の占める比率は、五三・六六%—四四・五〇%で推移している。この数値が地主的土地所有の未発達な状況を示していることは、地主的土地所有が発達した清初・康熙年間の蘇州府下の地主的土地所有の比率が全耕地の八〇%以上に及んでいたことと比較すれば一目瞭然である。一〇税畝未満の田産所有戸・無産戸は生計補完・生計のために租佃したものと仮定して、戸を基準に地主制の普及具合を測れば、地主制に組み込まれた戸の比率は最も高い萬曆九年でも六一・五四%であり、最も低い萬曆三〇年では五一・三〇%にすぎない。⁽⁷⁴⁾

以上、萬曆年間の徽州府休寧県里仁東郷二七都五図では、自家所有地で再生産可能と考えられる一〇—三〇税畝規模の田産所有戸が三〇%近く存在し、それ以上の田産額を所有する戸の比率は四八・七〇%にもほる階層構成が存在していたことを見た。ほぼ同時期、日本の近世初期——寛永二年（一六四四）の河内幕領内において、自家保有地で再生産可能な持高五石以上の百姓の比率は四四・七六%であり、そこでは無高の百姓が三四・六二%も存在していた。⁽⁷⁵⁾ これを見れば、萬曆年間の休寧県里仁東郷二七都五図は、日本の近世初期の先進地域を凌駕する「小農自立」の段階に達していたと評価することも可能であろう。当地のこうした階層構成が南宋期以来の「小農自立」の動きに対応して創出された人民編成と推論した里甲体制に適合することは、もはや贅言を要しない。もちろん、当地でも明初期から萬曆年間のような階層構成が実現されていたわけではないだろう。明初の段階では自作農相当の戸の比率は萬曆年間よりも少数であったと推測する。萬曆年間における当地の戸の階層構成は、明初期の里甲編成の後にも南宋期以来の自ら土地所有の主体となる小経営農民の成長が漸次的に進んだ結果であり、その到達点を示すものと思われ⁽⁷⁶⁾る。

ここで確認したのは、あくまで一つの里の事例にすぎない。地域的な偏差は当然に存在する。しかし、宋代江南の先進的な農業技術が普及・定着した地域において、筆者が推論した里甲体制の性格に適合する農民の階層構成が存在したことは、揺るぎない事実である。

おわりに

明初の里甲体制は、北宋後半期以降の職役負担の矛盾を解決し、両税法施行後はじめて職役負担を土地所有戸の普遍的義務とする（職役の「正役」化）という歴史的画期性を具えた人民編成であり、それは、日本の中世後期・近世初期の「小農自立」に比定できる自ら土地所有の主体となる小経営農民の成長の動きを基礎に、元代後半期の江南において本格化した共同就役や就役期間の短縮等による職役負担の軽減化を継承する形で実現した。以上が小論のささやかな結論である。

この理解から翻って視れば、宋・元代は「土地所有にもとづく租税と徭役との統一編成」という両税法下の税役收取原則が一定の階層以上の戸（中等戸以上の戸）のみを対象に実現するにとどまっていた段階であり、宋代から明初期は両税法下の税役收取原則が全面的に実現してゆく過程の時期であった。その意味で宋・元代の性格を「移行期」ととらえることも可能であろう。⁽⁷⁾

小論が対象とした人民編成・税役制度以外の面でも、明初期には画期性が看取される。たとえば、身分制の面における功臣への奴婢給賜規定と庶民の奴婢保有禁止規定⁽⁸⁾や、科挙制度の面における応募の際の生員資格の必須化⁽⁹⁾なども、「唐宋変革」が生み出した新たな原理が宋・元代を経て明初期に徹底された例といえよう。

職役の「正役」化という明初里甲体制の画期性は、「明末清初」期の変革のあり方をも規定していた。明末の賦役改革において銀納化された徭役——丁銀（上供物料・地方公費・雑役を一括して銀納化したもの）が成年男子を対象とし、

さらに土地所有人戸⁸⁰に地賦銀負担人戸が丁銀を負担するという発想は、職役負担を土地所有人戸の普遍的義務とする里甲制体制の原則を前提にしなければ生じ得ないものである。明初里甲制体制の面周期性に関する小論の認識は、明末の一条鞭法、清の地丁銀制を視野に入れて中国前近代の賦役制度史を体系的にとらえるうえでも必要不可欠であろう。

注

〔凡例〕研究者個人の著書に収録された論文は、原載雑誌名等を省略して原発表年のみを記す。

(1) 仁井田陞「中国社会の『封建』とフューダリズム」(一九五一年。のち『中国法制史研究 奴隸農奴法・家族村落法』東京大学出版会、一九六二年、所収)。周藤吉之「宋代浙西地方の困田の発展―土地所有制との関係―」(一九六五年。のち『宋代史研究』東洋文庫、一九六九年、所収)。

(2) 重田徳「一条鞭法と地丁銀との間」(一九六七年。のち『清代社会経済史研究』岩波書店一九七五年、所収)、同「清朝農民支配の歴史的特質―地丁銀成立のいみするもの―」(一九六七年。のち同右書、所収)。小山正明「アジアの封建制―中国封建制の問題―」(一九七四年。のち『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年、所収)、同「宋代以後の国家の農民支配」(一九七五年。のち同右書、所収)。

(3) 中国専制国家の租税・徭役の收取原理の展開を通時的に考察した高居一康「中国における国家的土地所有と農民的土地所有―兩税法時代を中心として―」(中村哲編『東アジア専制国家と社会・経済―比較史の視点から―』青木書店、一九九三年)は、「唐宋変革」から明末に至る時期を「兩税法時代」と一括して性格規定している。

(4) 中島楽章「宋元明移行期論をめぐって」(『中国―社会と文化』二〇、二〇〇五年)。

(5) そうしたなかにあつて、明代の糧長・里甲制体制が宋・元期の郷書手・職役戸体制に代わるものであつたという小山正明氏の理解(『中国社会の変容とその展開』西嶋定生編『東洋史入門』有斐閣、一九六七年)は貴重である。しかし、小山氏は大土地所有者⁸¹地主層が小経営の非自立性のために独自の権力機構を創出できず、国家に依存すること(職役負担)を通して郷村の支配階層たり得た体制という共通性を両者の間に見出し、宋代―明末期は同一の歴史的時期であつたと結論づけている。この小山氏の主張の実証的・理論的問題点については、拙稿「元代江南社会における義役・助役法とその歴史的帰結」糧長・里甲制体制成立の一側面―(『名古屋大学東洋史研究報告』一七、一九九三年)、参照。なお、「宋元明移行期」論をテーマとした欧米の学術会議の成果であるPaul Jakob Smith and Richard von Glahn eds., *The Song-Yuan-Ming Transition in Chinese History*. Harvard University Press, 2003 を紹介した前掲註(4)中島論文は、明初里甲制体制の性格について、南宋期以来の「民間社会の『下からの』自生的な秩序化を、『上からの』社会編成によって体制化したのである」と主張する。現象面に關する限りは妥当な理解であろうが、問われるべきは、なぜそのよう

になったのか——下から形成された秩序がなぜに上から体制化されたのかである。右の拙稿で示した社会的結合の特質に規定されて必然化する他律化傾向の所産という理解は、この問題に対する筆者なりの解答である。

(6) 佐竹靖彦「官箴と地方行政——『作邑自箴』の理解を中心に——」(一九九三年。のち『宋代史の基礎的研究』朋友書店、二〇〇七年、所収)。

(7) 古林森廣「宋代の官箴書について」(一九九〇年。のち『中国宋代の社会と経済』国書刊行会、一九九五年、所収)。

(8) 同右。

(9) 周藤吉之「南宋の役法と寛郷・狭郷・寛都・狭都との関係」(『唐宋社会経済史研究』東京大学出版会、一九六五年)は、『州県提綱』卷二(41)「酌中差役」の項(項の番号は便宜的に筆者が付した。以下も同じ)が紹興二六年(一一五六)六月—二八年(一一五八)六月の間、実施された批朱白脚歇役法に論及していることなどから、『州県提綱』の執筆時期を紹興二六・二七年頃と推測している。また、『州県提綱』の執筆時期については、古林森廣「南宋の官箴書『州県提綱』について」(一九九〇年。のち『中国宋代の社会と経済』国書刊行会、一九九五年、所収)も参照。

(10) 胥吏と地域の豪民に関する『州県提綱』の代表的な記述を一例ずつ挙げておく。

胥吏之馴僮姦黠者、多至弄權。蓋彼本為賂賂、以優厚其家。豈有公論。若喜其馴僮、而稍委用之、則百姓便以為官司曲直、皆出彼之手、彼亦妄自誇大以驕人、往往事亡巨細、俱輻輳之。(卷一(7)「防吏弄權」)

姦豪居郷、則殘虐細民、在公則劫持胥吏。訟至有司、胥吏奉承其意、惟恐或忤、以至以曲為直、以是為非。長官不明不公者、則唯吏是從。間有公且明者、一切自出己見。彼之訟不勝、輒以胥吏受賂妄訴吏者多矣。吏何足恤。但姦民得志、吏益畏憚、小民之屈、愈不可伸。(卷一(35)「示不由吏」)

(11) 關名氏撰『州県提綱』の各巻の項目の標題を一览としてあげておく。各項の標題の下に論及する内容を便宜的に示した。吏は胥吏統率に関するもの、裁は裁判業務に関するもの、財は財政業務に関するもの(財—税は徵税に関するもの、財—役は徭役に関するもの)を示す。

卷一

- | | | | | | |
|---------------------|---|-------------------|---|-----------------|---|
| (1) 己を潔くせよ | 吏 | (2) 心を平らかにせよ | 吏 | (3) 専ら勤めよ | 吏 |
| (4) 職を奉るに理に循え | 吏 | (5) 用を節して養廉せよ | 吏 | (6) 虚譽を求むる勿れ | 吏 |
| (7) 吏の權を弄ぶを防げ | 吏 | (8) 同僚は和を貴べ | 吏 | (9) 子弟防閑をせよ | 吏 |
| (10) 内外の禁を厳しくせよ | 吏 | (11) 私觀の欺きを防げ | 吏 | (12) 親戚の販鬻を戒めよ | 吏 |
| (13) 吏を責むるに須く自ら反るべし | 吏 | (14) 燕會は宜しく簡かにせよ | 吏 | (15) 吏の言信する勿れ | 吏 |
| (16) 時に警察を加えよ | 吏 | (17) 晨起は早きを貴べ | 吏 | (18) 事積滯する勿れ | 吏 |
| (19) 情壅蔽する勿れ | 吏 | (20) 四つは宜しく帶すべからず | 吏 | (21) 三つは刑を行なわざれ | 吏 |

卷二

(22) 俸給妄りに請う無れ
 (25) 盛怒は必ず忍べ
 (28) 人を差して索逆する勿れ
 (23) 市買の欺きを防げ
 (26) 疑事は思うを貴べ
 (24) 怒り遷すべからず
 (27) 私語を聴く勿れ
 吏

(1) 状を判ずるに偏詞に憑る勿れ
 (4) 意を萌して科罰する勿れ
 (7) 詳かに案牘を閲べよ
 (10) 交易は鈔に憑らざれ
 (13) 告訢は必ず懲らせ
 (16) 再会は須く点差すべし
 (19) 限を立つるに遠近を量れ
 (22) 監繫の人を察べよ
 (25) 停保人を戒諭せよ
 (28) 宜しきに隨いて債を理めよ
 (31) 緊要の事を籍せ
 (34) 工匠を籍定せよ
 (37) 戸口保伍
 (40) 役を差するに例に循え
 (43) 役は須く預め差すべし
 (46) 遺棄を取撫せよ
 (2) 状を判ずるに多く人を追する勿れ
 (5) 供する所を面審せよ
 (8) 詳かに初詞を閲べよ
 (11) 誣告は反坐に結べ
 (14) 清佃は遽かに給する勿れ
 (17) 聽訟は枝蔓する無れ
 (20) 催状は前限を照らせ
 (23) 里正副は雑差する勿れ
 (26) 執状は遽かに判ずる勿れ
 (29) 状を受くるに箱より出ださざれ
 (32) 案牘は印を用いよ
 (35) 吏に由らざるを示せ
 (38) 備さに火政を挙げよ
 (41) 差役を酌申せよ
 (44) 常平は審給せよ
 (47) 月ごとに雇金を給せ
 (3) 理無き者に示すに法を以てせよ
 (6) 呈断は元供に憑れ
 (9) 愚民の情に通ぜよ
 (12) 告訢して農を擾すを禁ぜよ
 (15) 証会は憑るに足らず
 (18) 限を立つるに緩急を量れ
 (21) 柵に人を留めざれ
 (24) 刑を用いるに須く繼ぐべし
 (27) 緊限もて病詞を責めよ
 (30) 状を判ずるに月日を詳かにせよ
 (33) 軽く民を役する無れ
 (36) 詳かに地図を画け
 (39) 役人を擾すを禁ぜよ
 (42) 差役の擾を禁ぜよ
 (45) 乞巧を安養せよ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 状を判ずるに偏詞に憑る勿れ
 (4) 意を萌して科罰する勿れ
 (7) 詳かに案牘を閲べよ
 (10) 交易は鈔に憑らざれ
 (13) 告訢は必ず懲らせ
 (16) 再会は須く点差すべし
 (19) 限を立つるに遠近を量れ
 (22) 監繫の人を察べよ
 (25) 停保人を戒諭せよ
 (28) 宜しきに隨いて債を理めよ
 (31) 緊要の事を籍せ
 (34) 工匠を籍定せよ
 (37) 戸口保伍
 (40) 役を差するに例に循え
 (43) 役は須く預め差すべし
 (46) 遺棄を取撫せよ
 (2) 状を判ずるに多く人を追する勿れ
 (5) 供する所を面審せよ
 (8) 詳かに初詞を閲べよ
 (11) 誣告は反坐に結べ
 (14) 清佃は遽かに給する勿れ
 (17) 聽訟は枝蔓する無れ
 (20) 催状は前限を照らせ
 (23) 里正副は雑差する勿れ
 (26) 執状は遽かに判ずる勿れ
 (29) 状を受くるに箱より出ださざれ
 (32) 案牘は印を用いよ
 (35) 吏に由らざるを示せ
 (38) 備さに火政を挙げよ
 (41) 差役を酌申せよ
 (44) 常平は審給せよ
 (47) 月ごとに雇金を給せ
 (3) 理無き者に示すに法を以てせよ
 (6) 呈断は元供に憑れ
 (9) 愚民の情に通ぜよ
 (12) 告訢して農を擾すを禁ぜよ
 (15) 証会は憑るに足らず
 (18) 限を立つるに緩急を量れ
 (21) 柵に人を留めざれ
 (24) 刑を用いるに須く繼ぐべし
 (27) 緊限もて病詞を責めよ
 (30) 状を判ずるに月日を詳かにせよ
 (33) 軽く民を役する無れ
 (36) 詳かに地図を画け
 (39) 役人を擾すを禁ぜよ
 (42) 差役の擾を禁ぜよ
 (45) 乞巧を安養せよ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(1) 捕到の人は訊う勿れ
 (4) 初詞を詳究せよ
 (7) 腿を訊杖する勿れ
 (10) 病囚は責出せよ
 (13) 囚の食を検察せよ
 (16) 鞠獄は実に従え
 (19) 囚を審ぶるに吏を對せしむる勿れ
 (2) 囚病の源を革めよ
 (5) 獄に入りて親ら鞠めよ
 (8) 獄吏は老練の人を択べ
 (11) 病囚は詞を責めよ
 (14) 句に遇わば囚を点べよ
 (17) 健訟の者は独匣とせよ
 (20) 夜ごとに親ら獄を定めよ
 (3) 疑似は必ず察べよ
 (6) 事は須く隔問せよ
 (9) 不測に獄に入れ
 (12) 病囚は牢を別にせよ
 (15) 獄壁は必ず固めよ
 (18) 二競の人は牢を同にせしめよ
 (21) 軽く人を禁ずる勿れ
 裁

(22) 禁刑を審記せよ
 裁 (23) 盗難の賊を革めよ
 裁 (24) 罪重きは究軽する勿れ

卷四
 (1) 廉なれば則ち財賦給る 財 (2) 月解の図を画け 財 (3) 簿書を整齐せよ 財

(4) 詭戸を閏併せよ 財 (5) 税を追するに先ず鈔を銷せ 財 | 税 (6) 籍を掲げて税を点追せよ 財 | 税

(7) 収支は緩むる無れ 財 (8) 帑吏は人を扱べ 財 (9) 滲漏を捜求せよ 財

(10) 募役は禁ぜざれ 財 | 役 (11) 催科は刑を省け 財 | 役 (12) 催数の欺弊を革めよ 財 | 役

(13) 戸長拈号して冊を給せ 財 | 税 (14) 苗米を受納するに頻退する勿れ 財 | 税 (15) 自輪の戸戸を優げよ 財 | 税

(16) 擅に倉に入るを禁ぜよ 財 | 税 (17) 当庁して鈔を給せ 財 | 税

(12) 滋賀秀三「清朝時代の刑事裁判―その行政的性格。若干の沿革的考察を含めて―」(一九六〇年。のち「清代中国の法と裁判」創文社、一九八四年、所収)。

(13) 宮崎市定「宋元時代の法制と裁判機構―元典章成立の時代的・社会的背景―」(一九五四年。のち「宮崎市定全集」一一・宋元、岩波書店、一九九二年、所収)。徳永洋介「南宋時代の紛争と裁判―主佃関係の現場から―」(梅原郁編「中国近世の法制と社会」京都大学人文科学研究所、一九九三年)。大澤正昭編「主張する「愚民」たち―伝統中国の紛争と解決法―」角川書店、一九九六年)。

(14) 当時の職役賦課の矛盾の詳細は、曾我部静雄「南宋の役法」(『宋代財政史』生活社、一九四一年)、前掲註(9) 周藤論文、草野靖「宋代の都保の制」(『文学部論叢(熊本大学)』二九、一九八九年)、参照。

(15) 青木敦「健訟的地域的イメージ―一―三世紀江西社会の法文化と人口移動をめぐって―」(『社会経済史学』六五―三、一九九九年)は、江南西路とその周辺地域での健訟の風潮の背景は「フロンティアにおける移民流入・人口増加の状況」にあったことを論じている。だが、健訟の風潮を地域的な特質ととらえる青木氏の理解は、問題提起の域を出るものではないだろう。その理由の第一は、青木氏がいう人口過剰や紛争激化が移民・開発の当初から起こる現象であるのか、もしくはその定着後に起こる現象であるのか不明確であることであり、むしろB・バスターナクの主張によれば定着後の現象と見ることもできる(瀬川昌久「中国社会の人類学―親族・家族からの展望」世界思想社、二〇〇四年)。第二は、青木氏がフロンティア的状况を示す論拠とした北宋・元豊年間―至元一三年の人口の増加率は、江南西路と周辺地域よりも両浙路、とくに浙西地方の方が高い(浙西地方全体で約一・三倍)ことである。江西における訟学の発達と健訟の風潮とは別個に検討すべき問題であり、健訟の風潮については、当時の官箴書の主要テーマの一つとされ、それが当時の人々に読み継がれていたことからすれば、地域の特質を越えた普遍的な社会問題・行政課題と理解した方が整合的であろう。

(16) 至正一四―一六年(一三五四―五六)に慶元路慈溪県の処士趙偕が当地の県尹陳麟に提出し、実行にも移された県政改革の建白書である「治県權宜為邑宰陳文昭設」(趙偕撰「趙宝峰先生文集」卷一)では、「考貧富以均賦役」と「治誑官以杜妄告」の項で徭役賦課の不均等の解消と「妄告」(虚偽の訴え)の風潮の解消が説かれていた。詳しくは、拙稿「元末一地方政治改革案―明初地方政治

- 改革の先駆——『東洋史研究』五六一—、一九九七年、参照。
- (17) 拙稿「明代里老人制理解への提言——村落自治論・地主権力論をめぐって——」（足立啓二編『東アジアにおける社会・文化構造の異化過程に関する研究』一九九四—九五年度科学研究費補助金一般研究（B）研究成果報告書、一九九六年）。
- (18) 前掲註（5）の拙稿。里甲制に義役の機能を認める理解として、草野靖「宋代における戸等制の衰退と郷役の変遷」（『七隈史学』一、二〇〇〇年）もある。
- (19) 里甲制下の就役原則については、以下の成果による。山根幸夫「明初の徭役制度」（『明代徭役制度の展開』東京女子大学学会、一九六六年）。鶴見尚弘「明代における郷村支配」（『岩波講座世界歴史』一二・中世六、岩波書店、一九七一年）。小山正明「賦・役制度の変革」（一九七一年）。のち『明清社会经济史研究』東京大学出版会、一九九二年、所収。栗林宣夫「里甲制の施行」（『里甲制の研究』文理書院、一九七一年）。岩見宏「明初の徭役制度」（『明代徭役制度の研究』同朋舎出版、一九八六年）。谷口規矩雄「明代前期の徭役制度」（『明代徭役制度史研究』同朋舎出版、一九九八年）。
- (20) 周藤吉之「宋代郷村制の変遷過程」（一九六三年）。のち『唐宋社会经济史研究』東京大学出版会、一九六五年、所収。前掲註（14）・（18）草野論文。
- (21) 柳田節子「宋元郷村戸等制補論」（一九八一年）。のち『宋元郷村制の研究』創文社、一九八六年、所収。島居一康「戸等と役法」（一九八四年）。のち『宋代税政史研究』汲古書院、一九九三年、所収。前掲註（14）・（18）草野論文。
- (22) 柳田節子「元代郷村の戸等制」（一九七七年）。のち『宋元郷村制の研究』創文社、一九八六年、所収。前掲註（21）柳田論文。
- (23) 渡辺信一郎「唐宋変革期における農業構造の発展と下級官人層——白居易の慙愧」（一九八四年）。のち『中国古代社会論』青木書店、一九八六年、所収。宮澤知之「宋代先進地帯の階層構成」（『鷹陵史学』一〇、一九八五年）。
- (24) 前掲註（3）島居論文。
- (25) 渡辺信一郎「漢代更卒制度の再検討——浜口説批判——」（『東洋史研究』五一—、一九九二年）、同『中国古代国家の思想構造——専制国家とイデオロギー』（校倉書房、一九九四年）。
- (26) 宮崎市定「唐代賦役制度新考」（一九五六年）。のち『宮崎市定全集』八・唐、岩波書店、一九九三年、所収。渡辺信一郎「唐代前期における農民の軍役負担」（『京都府立大学学術報告 人文・社会』五五、二〇〇三年）。
- (27) 岩井茂樹「徭役と財政のあいだ」（一九九四年）。のち『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇四年、所収。岩井氏は、里甲正役の負担が軽微であったことについて次のようにも論及している。
- われわれの周囲にある多くの社会集団において、とくに地域的な公的団体において、その世話役や、責任者、役員などの職務を、構成員全員にたいして公平にわりあてて方法として、輪番制が採用されているのをしばしば見ることが出来る。しかし、そうした団体内部の経費負担や行政から要求される公課負担について、輪番による負担のしくみが設定されることはない。明代里甲制における坊長・里長、甲首の輪番応役もこうした通則から外れるものではないだろう。官府からの公課負担要求にたいしては、

里甲役ではなく、法定的な種々の租税や有力戸を対象とした雑役の制度がこれに応じるよう設定されていたのである。里甲制をつつた明代の人々と現代社会のわれわれとは、その常識的な判断、目的と手段についての合理的判断において、隔絶しているわけではない。

(三五三頁)

しかし、里甲正役の負担の度合と就役方法の意義は、経験主義的ではなく、後段で論じるように歴史的文脈の中に位置づけられて理解されるべきである。

(28) 前掲註(14) 草野論文。

(29) 前掲註(20) 周藤論文。

(30) 郷村戸の実数を伝える場合は実数をもとにしたが、それは稀である。郷村戸の実数が不明な場合は、梁庚堯『南宋の農村経済』(聯経出版事業公司、一九八四年)の分析を参考に郷村戸の比率を九〇%と仮定し、府と附郭県については郷村戸の比率を八〇%と仮定して算出した。なお、宋代の主戸数が不明な場合については戸数に基づいた。

(31) 前掲註(27) 岩井論文、三五頁。

(32) 宮崎市定『宋代州県制度の由来とその特色——特に衙前の変遷について——』(一九五三年。のち『宮崎市定全集』一〇・宋、岩波書店、一九九二年、所収)。

(33) 管見の限りで、元代の役法に関する概ね同文の記事を載せる江蘇省・浙江省内(上海市を含む)の地方志を挙げれば、次の通り。

乾隆『吳江県志』卷一六、賦役五、徭役。光緒『蘇州府志』卷一三、田賦志二、徭役。光緒『崑新兩県統修合志』卷七、田賦三、徭役。光緒『重修常昭合志』卷七、戸口志、附歴代徭役。乾隆『婁県志』卷七、民賦志下、徭役。嘉慶『松江府志』卷二七、田賦志、役法。光緒『重修華亭県志』卷八、田賦下、役法。光緒『青浦県志』卷八、田賦下、徭役。道光『江陰県志』卷四、民賦、役法。民国『金壇県志』卷四、賦役志、里甲。正徳『蘭溪県志』卷二、官政類、役法。万曆『金華府志』卷九、役法。崇禎『義烏県志』卷七、物土考、徭役。康熙『永康県志』卷六、役法。民国『金華県志』卷二二、食貨四、力役。康熙『臨海県志』卷三、食貨志、役法。光緒『黃巖県志』卷六、版籍志三、徭役。乾隆『海寧州志』卷三、徭役。

(34) 梅原郁『元代差役法小論』(『東洋史研究』二二・四、一九六五年)。

(35) 陳高華『論元代的軍戸』(一九八二年。のち『元史研究論稿』中華書局、一九九一年、所収)、同『論元代的站戸』(一九八三年。のち同右書、所収)。太田弥一郎『元代における站戸の形態——馬站戸と水站戸を中心として——』(『東洋史研究』三六・一、一九七七

年)。(36) 前掲註(34) 梅原論文。前掲註(21)・(22) 柳田論文。陳高華『元代役法簡論』(一九八一年。のち『元史研究論稿』中華書局、一九九一年、所収)。

(37) 拙稿「義役——南宋期における社会的結合の一形態——」(『史林』七五・五、一九九二年)、前掲註(5)の拙稿。

(38) 前掲註(5)の拙稿。

- (39) 鶴見尚弘「元末・明初の魚鱗冊」(『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』下、汲古書院、一九九〇年)。陳高華「元朝の土地登記和土地籍冊」(一九九八年)。のち「元史研究新論」上海社會科學院出版社、二〇〇五年、所収。
- (40) 史伯璿撰『青華集』清・嘉慶元年八月抄本の部分複写の入手にあたっては、熊本大学文学部に留学中の徐凱衍氏、上海圖書館長の吳建中氏に御尽力いただいた。記して感謝したい。
- (41) 史伯璿撰『青華集』卷二の「上塩禁書」、「上岳侯言賦役書」、「与作球頭首論事宜」、同書卷三の「上州尹岳侯書」、「再上太守岳侯書」、「三上太守岳侯書」など。
- (42) 史伯璿撰『青華集』卷二「上岳侯言賦役書」。
- (43) 前掲註(16)の拙稿。
- (44) 前掲註(21)鳥居論文。柳田節子「宋代の戸等基準」(『宋元鄉村制の研究』創文社、一九八六年)。
- (45) 史伯璿撰『青華集』卷二「又賦役陳言書」に「今君侯行均役之事、先行自美之法、可謂得均之之実矣」とあり、岳祖義が役法改革に着手していたことがわかる。
- (46) 萬曆「邵武府志」卷五二、記類、黃鎮成撰「均徭政績記」(内閣文庫蔵) 至正十有六年冬、監邑安公洎邑令張公来、上稽吏牘、召役者而訊焉。……公乃同監邑安答兒充、合其僚主簿盧信・典史楊省夫・吏屬黃子良・何君齡・蔣伯起・丘栄貴・李宗茂洎邑役戸、僉議徭役條目、復采儒宿老成之論。
- (47) 前掲註(22)柳田論文一六四頁に倣い、水田五升の税率をもとに算出すれば、税糧負担一石五斗の戸の土地所有面積は約三〇畝となる。
- (48) ただし、趙偕撰『趙宝峰先生文集』卷一「治県権宜為邑宰陳文昭設」(「考貧富均以賦役」)は、田土惟有每畝權出鈔一兩助役、頗為均平。本県不力行、諸人亦視為虚文」とも記している。ここに見える方法は、共同出資をもとに共同資産を設置して役費の援助を行なうタイプの義役と推測されるが、当時の慈溪県ではこのタイプの義役は行なわれていなかったことがわかる。
- (49) 前掲註(9)周藤論文。
- (50) 催税甲頭制の詳細は、前掲註(14)曾我部論文、前掲註(20)周藤論文、前掲註(14)草野論文、参照。なお、催税甲頭制の弊害は『宋会要輯稿』食貨一四一一八、免役下、紹興元年九月二日条の臣僚の言に詳しい。
- (51) 拙稿「元代勸農文小考―元代江南における勸農の基調とその歴史的位置―」(『文学部論叢(熊本大学)』四九、一九九五年)。
- (52) 大澤正昭「宋代「江南」の生産力評価をめぐる」(一九八五年)。のち『唐宋变革期農業社会史研究』汲古書院、一九九六年、所収)、同「陳勇農書の研究―二世紀東アジア稲作の到達点―(農山漁村文化協会、一九九三年)。足立啓二「宋代兩浙における水稲作の生産力水準」(『文学部論叢(熊本大学)』一七、一九八五年)、同「宋代以降の江南稲作」(『稲のアジア史』第二卷、小学館、一九八七年)。
- (53) 前掲註(23)宮澤論文。

- (54) 前掲註(23) 宮澤論文。北田英人「一九八六—八七年度科学研究費補助金(一般研究C)「宋元明清期中国江南三角州の農業の進歩」と農村手工業の発展に関する研究」研究成果報告書(一九八八年)。
- (55) 前掲註(19) 鶴見論文。
- (56) 檀上寛「明王朝成立期の軌跡—洪武朝の疑獄事件と京師問題をめぐって—」(一九七八年。のち「明朝専制支配の史的構造」汲古書院、一九九五年)。森正夫「十四世紀後半における明代江南官田の形成」(一九八六年。のち「明代江南土地制度の研究」同朋舎出版、一九八八年、所収)。
- (57) 前掲註(14)・(18) 草野論文。義役のもとでの下等戸の就役の実態は、本文110頁に引用した『開慶四明統志』巻七、排役「行移始末」の記事を参照。
- (58) 前掲註(5) の拙稿。一石以上の税糧負担を土地所有額に換算すれば、約二〇畝以上の土地所有に相当したことは、前掲註(22) 柳田論文一六四頁、参照。
- (59) 一丁当りの授田額が一六畝であったのは蘇州府太倉州の例、一七畝であったのは濟南府の例である。詳しくは前掲註(19) 鶴見論文、参照。
- (60) 森正夫「明初江南官田の存在形態」(一九六〇・六一年。のち「明代江南土地制度の研究」同朋舎出版、一九八八年、所収)。
- (61) 渡辺信一郎「中国古代社会論」(青木書店、一九八六年)。
- (62) 安良城盛昭「太閤検地の歴史的意義」(一九五四年。のち「幕藩体制社会の成立と構造 増訂第四版」有斐閣、一九八六年、所収)。朝尾直弘「幕藩体制成立の基礎構造」(一九六二年。のち「朝尾直弘著作集」第二巻、岩波書店、二〇〇四年、所収)。中村哲「東アジア(中国・日本・朝鮮) 経済の近世と近代(二六〇〇—一九〇〇年) —その共通性と差異性—」(中村哲編「近代東アジア経済の史的構造—東アジア資本主義形成史Ⅲ—」日本評論社、二〇〇七年)。
- (63) 小経営の自立の問題は、小経営生産様式の社会的側面(生産関係の側面)を捨象して労働過程・経営の側面のみから検討することも可能であるが、歴史具体的な問題の検討に際しては自己所有地の有無や直接的生産・再生産過程に対する第三者の関与の有無などの要素が指標とされてきた(たとえば、前掲註(3) 鳥居論文、前掲註(61) 渡辺著書。筆者がここでいう「小農自立」とは、長期間に互る小経営自立の過程のうち、日本近世史研究で主張された「小農自立」——小経営の所有の側面も考慮に入れ、基本的に単婚小家族の労働力と自己所有地で再生産可能な農民が広範に形成される局面の意味で使用する。なお、所有の側面を捨象すれば、南宋期の浙東地方では一〇—二〇畝の経営面積で再生産可能な段階に達しており(前掲註(23) 宮澤論文、前掲註(52) 足立論文)、浙西デルタの場合でも三〇—五〇畝の経営面積で再生産可能な段階に達していた(長井千秋「南宋時代江南の小農経営と租税負担」『東洋史苑』四七、一九九六年。拙稿「一九九六年の歴史学界—回顧と展望—東アジア 五代・宋・元」『史学雑誌』一〇五、一九九七年)と考えられる。

(64) 樂成顕「明代黄冊研究」(中国社会科学出版社、一九九八年)。「萬曆九年清丈二十七都五岡埭戸親供冊」については同書第五章、

『萬曆二十七年五図黃冊底籍』については同書第六章で分析している。なお、欒氏によれば「萬曆二十七年五図黃冊底籍」は、安徽省博物館編の魚鱗図冊の目録では「萬曆二十七年五図契約底冊四本」と記されているという（同書一九六頁）。また両文書は、欒成頭（岸本美緒訳）「明末清初庶民地主の一考察—朱学源戸を中心に—」（『東洋学報』七八—、一九九六年）でも紹介されている。

(65) 『萬曆九年清丈二十七都五図歸戸親供冊』、『萬曆二十七年五図黃冊底籍』の第一冊と第四冊には欠落した箇所があるという。また、岩井茂樹「嘉靖四十一年浙江嚴州府遂安縣十八都下一図賦役黃冊殘本」考（夫馬進編『中國明清地方檔案の研究』平成八一〇年度科学研究費（国際学術調査）研究成果報告書、二〇〇〇年）は、記載の数字に大写・小写が混在していることなどから、『萬曆二十七年五図黃冊底籍』は黃冊原本を忠実に抄写したのではないことを指摘している。

(66) 両文書、また『萬曆至崇禎二十七都五図三甲朱学源戸冊底』、『清初二十七都五図三甲編審冊』は、所属人戸の人丁数・所有田産額の推移を伝えており、被支配階級レヴェルの社会的流動性の具体的あり方を探るうえでも、貴重な史料である。現在、筆者は森正夫氏とともに、これらの文書の閲覧・調査を準備している。これらの文書の実見に基づく分析は他日を期したい。

(67) たとえば、『萬曆』休寧県志』巻一、輿地志「沿革」・「隅都」の項。

(68) 前掲註(64)『欒著書』は、『萬曆二十七年五図黃冊底籍』の記載をもとに萬曆一〇年、同二〇年、同三〇年、同四〇年の二七都五図所屬人戸の所有田産額も一覽表に示しており（二二〇頁の表一八）、その数値によれば「田」の地目が占める比率は六三%台—六五%台で推移している。なお、欒氏は図所屬人戸の所有田産額をもとに、二七都五図は休寧県内においては大規模な図であり、江南全体では中規模の図であることも指摘している（同書二二一頁）。

(69) 欒成頭氏は、『萬曆』休寧県志』巻三、食貨志「公賦」の記述をもとに、休寧県における税畝制の等則と税糧科則を下の表の通り整理している。前掲註(64)『欒著書』第五章、および欒論文、参照。

萬曆9年に定められた休寧県の税畝等則と税糧科則

田土類別	一等正地	二等正地	三等正地	上田	中田	下田	下下田
畝当りの面積（歩数）	30	40	50	190	220	260	300
畝当りの科則	麦	2升1合4勺					
	米	5升3合5勺					

(続表)

田土類別	上地	中地	下地	下下地	山	塘	
畝当りの面積（歩数）	200	250	350	500		260	
畝当りの科則	麦	1升9合8勺7抄			1升7勺	2升1合4勺	
	米	3升8合7勺1抄3撮			1升7勺	5升3合5勺	

註 ①山に関しては、萬曆9年の清丈において「山不論歩量計分畝」とある（歴史研究所蔵『休寧県都図地名字号便覧』）。

②都市の各等正地の税糧科則は田と同じ。河潭は田と同じ。芦荻洲は地と同じ。

欒成頭（岸本美緒訳）「明末清初庶民地主の一考察—朱学源戸を中心に—」（『東洋学報』78—1, 1996年）20頁の表Fを転載。

(70) 萬曆『休寧県志』卷三、食貨志「公賦」が伝える劉鳳一二年(一三六五)に定めた休寧県の民田の各地目の税率(「乙巳改科歲征之式」)は次の通り。田は秋糧が正米五升、夏税が正麦二升。地は秋糧が正米三升五合(上地)・正米三升(下地)、夏税が正麦二升(上地・下地とも)。山は秋糧が正米一升、夏税が正麦一升。塘は秋糧が正米五升、夏税が正麦二升。弘治『徽州府志』卷三、食貨二「財賦」の「国朝」が伝える徽州府下の諸県の税率を参照すれば、休寧県の田の税率は下田の税率に相当し、地の税率は下地の税率に相当する。山については萬曆九年の丈量では「山不論歩量計分畝」という(前掲註(69)の表の註記を参照)から実面積であったと思われる。そこで、試みに萬曆九年の休寧県二七都五図所屬人戸の所有田産がすべて民田であり、田は下田、地は下地であったと仮定して、本文116頁にあげた表3の稅畝單位の田産額の実面積を求めれば次のようになる。田は二一九七・〇六六四畝(二〇三四・三二〇八稅畝×一・〇八)、地は八〇七・八四二五畝(五五三・三二七三稅畝×一・四六)、山は五七三・二五一四畝、塘は三七・七八四畝(三四・九八稅畝×一・〇八)、総計は三六一五・九三八七畝となり、三一九五・八六八六稅畝を上回る。田が中田、地が中地であった場合を想定すれば、田は一八七・一五七五一畝(二〇三四・三二〇八稅畝×〇・九二)、地は五七五・四五畝(五五三・三二七三稅畝×一・〇四)、総計は三〇五八・〇五四九畝となり、稅畝表示より下回るが、その差は些少である。あくまで、すべてが民田であるなど幾つもの仮定を施した数値であるが、当地における稅畝表示面積と実面積の關係の全体的傾向を窺う目安にはなる。

(71) 前掲註(64) 變著書第六章と第二章。

(72) 足立啓二「明末清初の一農業経営―『沈氏農書』の再評価―」(『史林』六一―一、一九七八年)、同「明清時代長江下流の水稲作發展―耕地と品種を中心として―」(『文学部論叢』熊本大学)二二、一九八七年。

(73) 足立啓二「清代蘇州府下における地主的土地所有の展開」(『文学部論叢』熊本大学)九、一九八二年。

(74) 本文119頁の表6の田産所有規模一〇稅畝未満の全人戸に占める比率を参照。

(75) 朝尾直弘「近世封建社会の基礎構造―畿内における幕藩体制」(一九六七年)。のち「朝尾直弘著作集」第一卷、岩波書店、二〇〇三年)七一―七五頁。なお、元亨四年(一三二四)の山城国上久世荘では、自己保有地で再生産可能な二町以上(名主層以上)の土地所有者の比率は一四・二九%であった(永原慶二「日本封建制成立過程の研究」岩波書店、一九六一年、一九七―一九八頁)。この比率は宋代の中等戸以上の人戸の比率と近似しており、小経営の自立を指標とする限り、宋代は日本の中世段階に相当した時期と考えられる。

(76) 里甲制が解体に向かうと一般に理解されている明末に至っても、土地所有の主体となる小経営農民の成長の動き、ならびに里甲編成に適合的な階層構成が存在したことは、太湖周辺デルタ部以外の地域における里甲制解体のあり方を考えるうえで興味深い事例である。樂成顯氏は、二七都五図三甲所屬人戸の清・順治八年(康熙四〇年)における計一〇回分の編審の内容を伝える『清初二七都五図三甲編審冊』を分析し、二七都五図三甲では康熙年間初頭から土地売買が活発化し、原則から大きく乖離した里甲編成が現れることを明らかにしている(前掲註(64) 變著書第八章)。

(77) 最近、宮嶋博史氏は、東アジアの伝統社会の共通性をとらえようとする「小農社会論」において、「朱子学こそ、小農社会にもっともふさわしい国家体制を支える理念と具体的な政策を提供するもの」と評価し、「宋代は新しい国家支配原理の模索期」であったと指摘している（宮嶋博史「東アジア世界における日本の『近世化』——日本史研究批判——」『歴史学研究』八二二、二〇〇六年）。宋・元期を明代の体制に至る過渡期とする示唆に富む理解である。しかし、太湖周辺デルタ部における集約稲作の定着を指標に、中国における「小農社会」の確立を一六世紀とする点は、支持できない。この理解では、宮嶋氏自身が「小農社会」と「近世化」の指標とする科挙制度・集権的国家支配の確立、朱子学の形成と国家理念化、宗法秩序の確立と時期の大きなギャップが生じてしまう。中国における「小農社会」確立の指標を太湖周辺デルタ部での集約稲作の定着に求める必然性はないはずである。宮嶋氏は「小農社会」を「自ら土地を所有するか他人の土地を借り入れるかを問わず、基本的には自己および家族労働力のみをもって独立した農業経営を行なう小農が、支配的な存在であるような社会」（宮嶋博史「東アジア小農社会の形成」『アジアから考える』六・長期社会変動、東京大学出版会、一九九四年）と小経営の経営面から定義しているが、註(63)で述べたように、経営面のみならずれば浙西デルタでも南宋期の段階で小経営は自立再生産可能な段階に達していたと考えられる。洪武三十一年（一三九八）年四月頒行の「教民榜文」に明らかたように、里甲制は朱子学的理念に基づく鄉村制度としての性格も有しており、一四世紀末の明初期を「小農社会」の体制的な成り立ちととらえた方が整合的であろう。

なお、宮嶋氏は、「小農社会論」を自ら「東アジアの伝統社会を共通性においてとらえる試み」と称しながらも、結局は日本の近世社会を東アジアの「近世化」が実現しなかった特殊な存在とする理解に陥っている。しかも、その原因を「朱子学の理念とあいまいな存在である武士によって『近世化』が推進されたため」という安直な理由に求めている。こうした理解に陥らざるを得ない理由は、実証性の如何を問うことなく、『近世化』が推進されたため」という安直な理由に求めている。こうした理解に陥らざるを得ない理由に、近代化、植民地化をどう捉えるか」宮嶋博史・李成市・尹海東・林志弦編『植民地近代の視座——朝鮮と日本——』岩波書店、二〇〇四年）、「武威」を生み出す日本の社会原理（百姓を含めた「自力救済」の秩序）の検討を欠いたためであろう。

(78) 高橋芳郎「明代の奴婢・義子孫・雇工人」（一九九三年）。のち『宋・清身分法の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇一年。

(79) 宮崎市定「科挙史」（一九四六年）。のち『宮崎市定全集』一五・科挙、岩波書店、一九九三年、所収。

(80) 前掲註(19) 小山論文。北村敬直「清代における租税改革（地丁併徵）」（一九四九年）。のち『清代社会経済史研究』増補版、朋友書店、一九七八年、所収。

〔附記〕 本稿は、二〇〇五—二〇〇八年度科学研究費補助金基盤研究（A）海外（代表…木下尚子）「一三—一四世紀海上貿易からみた琉球国成立要因の実証的研究——中国福建省を中心に——」の成果の一部であり、二〇〇七年八月の中国史研究会における報告をまとめたものである。